

特261

4

和年金岳公传记

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



特 261
4



松平金岳公傳記

金岳公欽仰會編述

高松市脇町龜阜尋常小學校內

株式會社高松製版印刷所發行

高松市西通町三五番地



口
繪

- 一、金岳公の像
- 二、同遺墨
- 三、同墓所
- 四、本覺寺全景
- 五、元龜早の莊扇の間
- 六、同金岳館
- 七、金岳公豊碑 付碑文

香川郡圓座村山崎本覺寺内

右方樹間に見ゆるは金岳公墓所

金岳公終焉の館後年高松市
本覺寺に移し現在す

金岳公北の館位置を移して
高松市龜早尋常小學校供用

同校々庭にあり
地方有志建立

金岳公の像

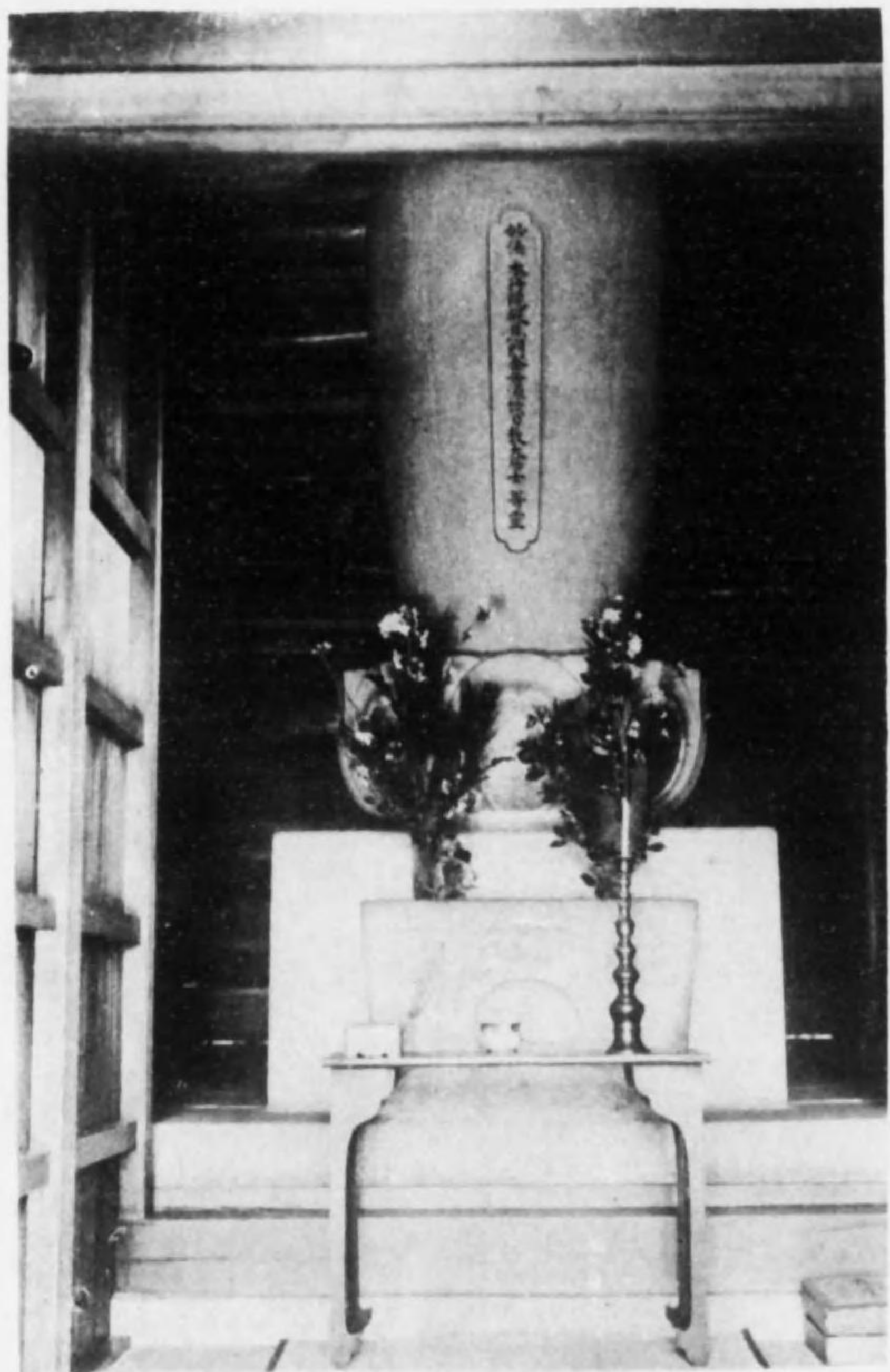


簿書堆案白駒催報國丹
心尚未灰蒼病態勳勿捨
痒合朝推雨卧治才

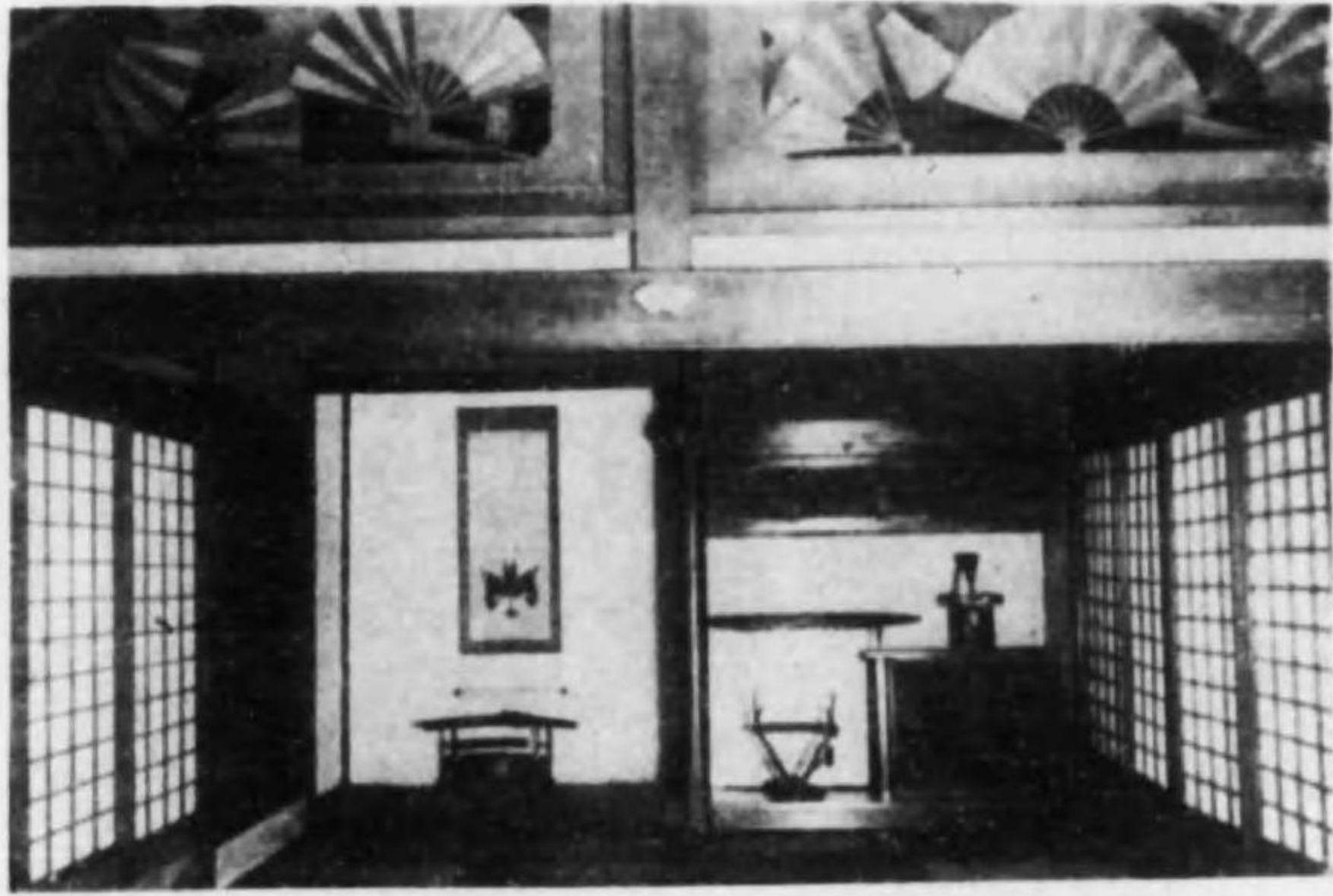
丙申春日

金岳

金岳公墓所
(香川郡圓座村山崎本堯寺内)



本堯寺全景
(右方樹間に見ゆ
るは金岳公墓所)



元龜阜の莊扇の間
 (金岳公終焉の館後年高松市本覺寺に移し現在す)



元龜阜の莊金岳館
 (金岳公北の館位置を移して高松市龜阜尋常小學校供用)



金岳公豊碑
 (龜阜尋常小學校内に在り地方有志建立)

贈正四位松平左近君紀功碑

英雄豪傑君子之行進則輔君濟民退則獨自善身此在國家平時乃爾若夫天下之禍外似太平無事而中實有不測之憂當此時以先見卓識之賢而處嫌疑難為之地其規畫施設寄物託事跡涉詭秘亦不得已者存焉況其功績隱然實獲 王業中興久而後著是豈可尤表章者非耶如我故藩左近公子即是也公子諱賴該籍左近別號金岳幼字道之助高松藩主松平襄公庶長子母山崎氏義公夫人池田氏無子公子知公欲立異母弟靖公讓而弗嗣以疾屏居城南龜山莊為人英明器澤材兼文武少而慕宗藩水戶學風慨然有尊 王之志而自以其地逼近藩主避嫌未敢思有所寄託以行其志者也天保十年公子年三十二時職處治久上下恬憚公子竊聞外寇窺邊 九重軫念心以為憂初公子以生母信佛故研鑽法華經有獲于其八品所顯說也至是幡然曰此獨不當以寄託而行吾志耶且昔者蓮公方議會盛時知大難將作著論誠之今日之事蓋或類此會所識僧日頭在京師出入 禁中公子因密託上書奏陳意見論章 王撰夷不可緩且謂已藉佛教以圖報效迨嘉安之際國家多故果如其言戊午黨獄興尋有櫻田殿下之變幕府逮捕亡命志士太急先是公子有疾浴有馬又候嫡母病于江戶往返徵服訪察道民情益知教化之為急也既歸巡歷郡邑講法華經寓以尊攘大義建精舍于東郊命曰大雄菴遠近編素齋至承教至是志士濕跡來重者甚衆公子皆受而庇之時諸藩率御幕府逐客極嚴惟重 大雄菴者以公子之故更知而不問文久三年海內尊攘論起公子為藩出使京師初黨獄興藩士長谷川秀驥坐而當死公子救解獲宥秀驥喜與四方豪傑結交於是公子陰授旨先往俾探形勢迨公子至豪傑多來執謁公子又因所昵公卿申奏意見 天皇嘉獎特賜御扇公子亦獻刀謝恩甲子之變長門木戶孝允高杉春風伊藤博文來而匿于讀依公子州處士日柳政章小橋以文藤川忠獻等以幕疑囚于獄亦賴公子而獲免公子至京師時有 旨俾與族類覺夾輔藩政迨甲子變作讓不合移病辭職明治元年前有伏見之役 王師來討我藩先是靖公既老世子懿公立方臥病舉事託公子時京畿擾攘東未靖諸藩觀望人心恟々公子於是內諭大義外陳藩情以身周旋甚悉既而冤罪釋 王師不肯錄而海南底定者其功蓋居多焉公子素羸弱是歲疾益劇八月六日卒距生文化六年三月十四日春秋六十佛誕曰本行院殿慈門金岳源該日教大居士遺命葬于城南山崎本苑寺公子不娶無嗣少時好學起居如書生藩香瓶孔廟子學公子大焉為撰碑建之平生存心 王室 歷朝皇譜踐履皆悉語記尤悼承久廷元 狩駕不回每逢 聖忌輒齋戒默坐若有所思 崇德天皇陵在城西白峯文久三年值七百年 聖忌公子遣人戶喻往拜又欲表 安德天皇屋島宮址設壇鳩修祀未果而卒蓋公子英明文武私淑宗藩義烈二公一意尊王又夙察時變有所規畫唯以居職疑故其寄託之跡時涉詭秘人或往々惡之公子卒之四十八年 今上即位詔旌 先朝勳 王香蘭公子正四位於是義之所以涉詭秘者曉然明白世咸服英雄君子之行終不可及矣頃者有志胥輩為建碑于其居址以識弗諼來微謙文願誰何人淺學不文惟恐不能顯揚清德乃謹探其行事之大略俾勅于石云

正二位勳一等公爵德川家達家額

大正九年歲次庚申五月

東京 僑士讀 敎野 謙 撰
京都 退士高松山田 得多 敬書

松平金岳公傳記

序

國立公園瀬戸内海玉藻浦の、東に源平の史蹟を有する屋島を眺め、北に千古の大洞窟を藏する女木島を望み、又陸上西南に最古の史蹟石積塚を有する石清尾山を控へ、自ら靈構の景勝を繞らせる高松の都に、胤を名門に享け、空しく滿腔の經綸を抱き、専ら佛門に歸憑したる、蛟龍の偉人は、金岳公にして、天保の年より明治の初年まで、石清尾山麓宮脇の里龜阜の莊現今龜阜小學校所在地に棲遲せられ、夙に文武及佛典の蘊奥を極め、徳川幕府末年風雲の變兆あるに際し、東西の尊皇志士を鞭撻し以つて、終に明治維新の御親政を仰ぐに至れるは、素より天皇御稜威に因ると雖、茲に到らしめたる志士の奔走及公の苦心の無量なるを追憶すること切なり、公は既に尊皇家水戸藩主徳川烈公と胸懷の相通ずるものあると、家祖松平英公以還歴世の傳統たる尊皇の大義に則り、凝つて秋霜烈日侵すべからざる忠毅心を發耀して、尊皇報國を畢生の心願と爲

したり即ち一班を窺ふに龜阜の莊の内外悲風漲る臨終裏に於て、悠々迫るなく皇室を尊び、國體を重んじ、御法を大切に守り、君に忠、父母に孝、婦に貞の教訓を家臣等に與へたる此遺言は千鈞の重さよりも重く、日本精神を道破して餘すなし、如何に我神國日本を顧み倫情を念ふかを想察すべく、其生命の存せん限り寸時も等閑に附せざりし至誠は、鬼神を泣かしめ、到底常人の能はざる處なり、是れ 公の 公たる所以、實に偉人を超越したる大偉聖と言ふべく文學家、武術家、宗教家、其他多方面の感激となり、本會の創立亦其感激に外ならず、公終焉後七十年の今日内地は勿論外地にまで、尙 公の遺徳を欽仰し謳歌するもの夥しく、帝國の志氣を鼓舞振作せしめ、又振作せしめつつあること幾何なるを知らず、曩に畏も 御贈位の恩典ありたる偶然にあらず、偉名は赫々として萬古に輝き、行實は人生の師表とするに足る、第七十年祭を記念として之を編述し、以て永久に傳へんとす

第七十年祭の昭和十二年十一月十日

金岳公欽仰會長永田嘉一識

例言

- 一、本傳記は公が約三十年間棲遅せられた、元龜阜の莊龜阜尋常小學校内に設立する金岳公欽仰會が、終焉後本年が七十年に當り其祭祀記念として編述したるものなるが、公の事蹟は頗る多く小冊子に全載すること難し依つて其大要に止めた。
- 一、本傳記は梶原猪之松氏著傳記、高松藩記に於ける牧野謙次郎氏著小傳、及讃岐史談或は大久保忠厚氏、三好菊次氏の説話等を、参考として編述すと雖誤謬あらんことを恐る、看者請ふ諒せられんことを。
- 一、舊藩主其他に關して其名を直書し敬稱を缺くは史乘の體に依る。
- 一、前記著作者、發行者及其關聯者の方々並編述上注意を與へられたる、向井芳太郎、古川清六郎、小田徳三、赤松景福等の諸氏に敬意を表し厚く感謝す。
- 一、元龜阜の莊は敷地約壹町五反歩の廣さにして、建造物之に伴ふ宏大なるものなり、然れども其位置名稱等の精細に關しては、傳説の外未だ確實なりと認むるものに接せず、本傳記に之を缺くは遺憾とする處なり、後日機を得て調査せんことを期す。

目次

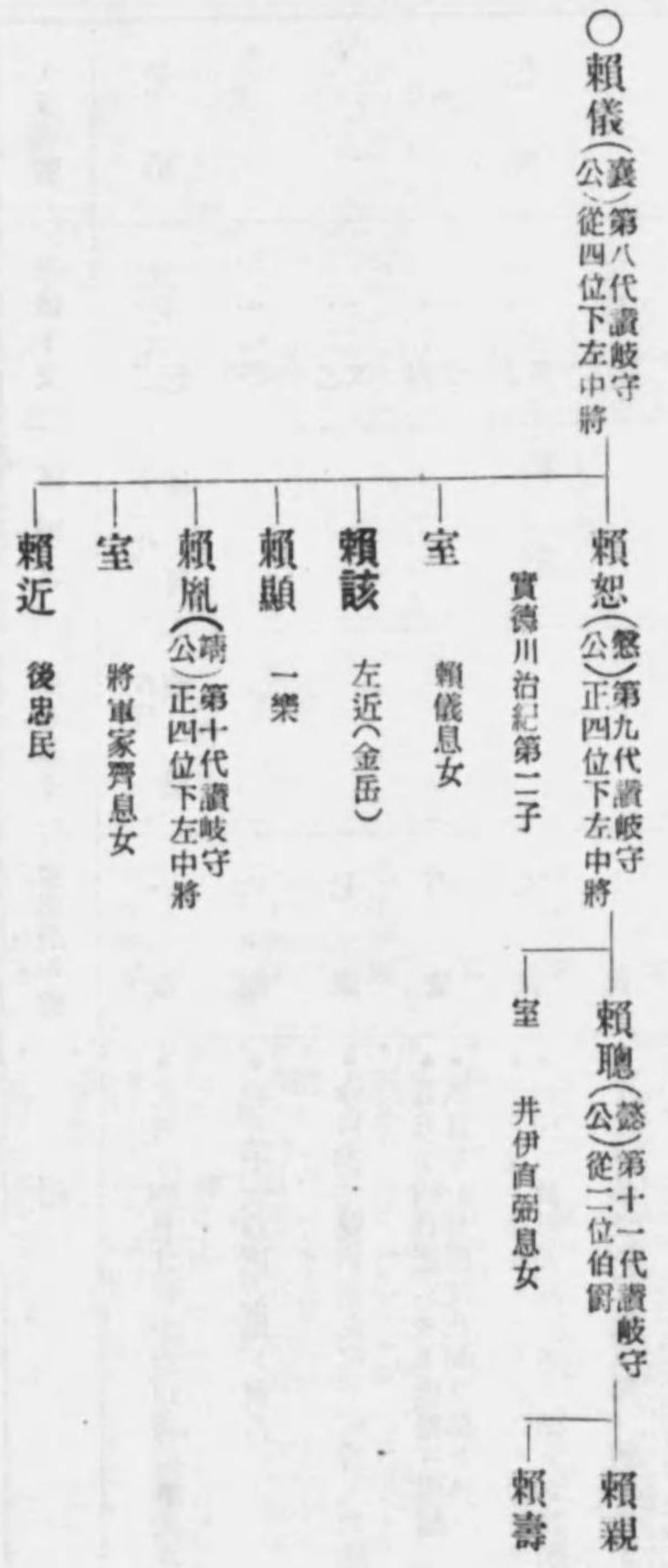
一、略系	一
二、年表	二
三、性行	七
四、修養	八
五、家庭	一三
六、佛門研究	一八
七、尊皇と政務	二〇
八、終焉	三九

附録

金岳公欽仰會創立趣意書、規則、會員人名録並創立首唱者の告白

松平金岳公傳記

金岳公略系



略系

金岳公記年表

天皇御號	年號干支	將軍名	高松藩主	金岳公年齡	記	事
光格	文化六己	十一代 齊	八代 備 (襄公)	一歲	三月十四日江戸小石川藩邸ニ生ル幼名隆之丞	
	一一戊甲			六歲	七月十六日道之助ト改名	
	一二亥乙			七歲	水戸藩主德川治紀二子紀經入テ養公養子トナリ賴想ト改名	
	一三子丙			八歲	五月十四日江戸ヨリ高松ニ引越	
	一四丑丁			九歲	八月廿七日高尾氏矩ヲ師トス	
仁孝	文政元戊寅			十歲	九月藩主幕命ニヨリ京師ニ即位ヲ奉賀	
	二卯巳			十一歲	山田汝翼外藩儒九名ヲ師トシ漢學	
	三辰庚			十二歲	十二月藩主四子貞五郎ヲ賴想ノ子トナス	
	文政四巳辛巳		九代 想 (愍公)	十三歲	十二月將軍家齊十六女文姬貞五郎ニ降嫁	
	六未癸			十五歲	正月貞五郎ヲ賴胤ト改名	
					五月藩主辭職世子賴想封ヲ襲フ	
					高尾氏養ニ經書ヲ學ブ	

年表	天皇御號	年號干支	將軍名	高松藩主	金岳公年齡	記	事
孝明	天保元庚寅	一一己丑			廿一歲	八月廿五日附料五百石ヲ受テ	
	三辰壬	三辰壬			廿二歲	八月三十日前藩主賴儀薨去年五十五	
	五午甲	五午甲			廿四歲	八月坂出聖田成ル	
	七申丙	七申丙			廿六歲	泉川良弼ニ老莊ヲ學ブ	
	八酉丁	八酉丁	十二代 慶		廿八歲	十一月講道館ニ大聖廟ヲ新設シ聖像ヲ安置シ多年春秋釋奠ノ禮ヲ行フ	
	九戌戊	九戌戊			廿九歲	新建聖廟ノ碑文ヲ書ス	
	一〇亥己	一〇亥己			三十歲	十月廿五日生母山崎萬子死去	
	一三寅壬	一三寅壬			三十一歲	三月十五日有馬温泉入浴五月九日歸國	
	弘化元甲辰	弘化元甲辰			三十四歲	八月六日龜早莊ニ引移決定附料三百石ヲ加フ	
	三午丙	三午丙			三十六歲	三月藩主賴想夫人文姬卒去年二十九	
	四未丁	四未丁			三十八歲	觀持品ノ偶ヲ讀ミ法華八品派ニ入ル	
					三十九歲	正月十日京都ニ上リ皇居ノ裏御ヲ敷シ聖體ニ違ス	
						正月十三日日本覺寺ニ參詣日領上人ニ從ヒ入門式ヲ了ス	
						八月六日龜早莊ニ移ル	
						四月十六日藩主賴想薨去年四十五 五月廿四日賴胤封ヲ襲フ	
						八月四日家料高二千五百石ニ改メラル	
						十月七日左近ト改名	
						二月十七日江戸ニ上リ四月八日發五月七日歸國	
						五月六日水戸藩主德川齊昭退老閉居世子襲封年少ノタメ藩主賴胤其藩政ヲ輔佐	
						十一月水戸齊昭閉居ヲ免セラル	
						日領上人歿	
						正月仁孝天皇崩御	
						七月美草錄ヲ著ス	
						九月廿三日孝明天皇即位	

嘉永二酉己	五子壬	六丑癸	安政元寅甲	三辰丙	四巳丁	五午戊	六未己	萬延元甲庚
		家十三代定				家十四代茂		

十一代 (懿公) 聰

四十一歲	四十四歲	四十五歲	四十六歲	四十八歲	四十九歲	五十歲	五十一歲	五十二歲
------	------	------	------	------	------	-----	------	------

- 二月神道問答鈔ヲ著ス
- 三月水戸侯已ニ長スルヲ以テ藩主頼胤ノ輔政ヲ免ス
- 四月廿六日鶴足津地方へ出駕
- 高松郊外出陣ニ大雄庵ヲ建テ深教師ヲ住セシム
- 十一月武門諫鳴鈔ヲ著ス
- 六月大早雨乞祈禱ヲナシ農民ヲ救フ
- 六月三日米能浦買ニ來リ和親買ヲ乞フ
- 藩主頼胤命ニ依リ兵ヲ帥ヒ砲銃ヲ備テ濱館海岸ニ屯ス
- 六月前藩主頼胤三子萬之助(頼聰)ヲ世子トス
- 正月藩主頼胤命ニヨリ京師ニ朝シ將軍宣下ヲ拜謝ス
- 十一月四日五日高松大地震ニ付市中巡視被害慰問ス
- 六月奉因元始録ヲ著ス
- 四月幕府ヨリ藩主ニ大阪守衛ヲ命セラレ木津川口砲臺ヲ託セラ
- 六月米能浦買ニ來リ通商互市ヲ乞フ
- 四月世子夫人井伊氏ヲ娶ル
- 五月十一日僧月照西郷隆盛ト共ニ薩海ニ投シ隆盛ハ蘇生月照終ニ殺ス
- 六月幕府米國ト條約ヲ結ビ後之ヲ奏ス
- 六月幕府ヨリ大阪守衛ヲ免ジ京都ノ警備ヲ命セラレ大阪戍兵ヲ移ス
- 七月水戸齊昭再幽閉共藩士不平和搖ノ狀アリ藩主頼胤鎮撫ヲ命セラ
- 八月志士長谷川速水江戸ニ囚ル
- 十月大疑獄起リ勤王ノ志士逮捕百數十人
- 志士長谷川宗右衛門同速水無期幽囚高松藩ニ移サル
- 八月幕府水戸齊昭ヲ水戸ニ禁居セシム藩主頼胤等其藩士ヲ鎮撫不能ヲ以テ眞實頼胤自ラ請フテ閉居
- 十月廿七日志士吉田松陰等江戸ノ獄中ニテ刑斬セラ
- 三月三日櫻田門ノ變大老井伊直弼弑セラ
- 七月藩主頼胤多年格勳ノ賞トシテ將軍ヨリ鞍轡ヲ賜フ
- 七月藩主頼胤辭職世子頼聰襲封年二十八

明治

文久二壬戌	三亥癸	元治元子甲	慶應元丑乙	二寅丙	三卯丁
			慶十五代嘉		

五十四歲	五十五歲	五十六歲	五十七歲	五十八歲	五十九歲
------	------	------	------	------	------

- 八月九日志士長谷川速水急病高松獄中ニ歿ス
- 八月十五日水戸齊昭(烈公)薨去
- 閏八月朔日會津松平容保京都守護トナル
- 十一月長谷川宗右衛門幽囚ヲ解カル
- 二月十五日高松藩政ニ參與
- 二月廿八日一橋中納言(慶喜)ノ召ニヨリ上京
- 三月十日旅窓述志錄ヲ著ス
- 志士藤川求馬時上書高松藩ニ囚ル
- 今春將軍京都ニ朝スルニ付藩主頼胤ニ命シテ二條城ニ屯衛セシム病ノタメ松平大膳ヲシテ卒ヲ申テ入京セシム三月將軍入京頼胤病癒テ上京
- 四月廿二日勅命ニヨリ海岸防禦ノ義被仰進
- 五月廿二日內勅ニヨリ高松藩ノ軍事ニ參與
- 五月廿二日家料千石増加三五百石ヲ給セラ
- 八月十七日大和ニ事變起リ松本謙三郎戰歿
- 十月三日但馬ニ事變起リ河上兼一郎等戰歿
- 十月廿七日志士小橋安藏高松藩ニ囚ハル
- 十一月前藩主頼胤歿居ヲ解カル
- 正月十七日藩主ト藩主ト京都ニ上リ孝明天皇ヨリ中啓ヲ賜フ
- 三月十三日天下泰平國家安全ノ祈禱ノ勅命アラシトヲ内奏
- 五月廿二日志士小橋安藏幽囚ヲ解カル
- 七月十九日京都禁門ノ變アリ志士小橋友之助戰死
- 正月志士小橋安藏囚ル
- 二月志士高杉晋作榎井ニ潛伏
- 四月志士高杉晋作榎井ニ潛伏
- 五月四日志士日柳耕吉美馬援遣ノ徒ヲ高松藩ニ囚フ晋作馬關ニ遁レ歸ル
- 十二月廿五日孝明天皇崩御
- 正月九日皇太子(明治天皇)即位
- 十月將軍大政ヲ奉還

明治元辰	六十歲	<ul style="list-style-type: none"> 正月十日伏見戰爭高松藩朝敵ニヨリ藩主ノ官位ヲ停メタル 正月十八日朝敵ノタメ家老二名誅セラル 正月二十日征討ノ官軍山内土佐守京極佐渡守京極壹岐守ノ兵高松ニ來ル 二月二十一日土佐京極兵去リ土兵總督深尾丹波藩主頼聰ニ勅ヲ傳フ 二月廿二日丹波及土兵去ル 正月志士小橋安藏日柳耕吉美馬援造藤川求馬幽囚ヲ解カル 志士長谷川宗右衛門及長男誠一郎高松藩ニ囚ル 四月藩主頼聰ノ官位ヲ復セラル 六月九日志士松崎波右衛門幽囚ヲ解カル 八月七日金岳公逝去 二月十四日藩主頼聰上表封土奉還ヲ請フ 二月志士長谷川父子朝命ニヨリ幾囚ヲ解ク 六月十七日封土藩籍奉還ヲ許サル 九月志士松崎波右衛門殺害セラル 九月志士長谷川宗右衛門歿ス
二巳		
三庚		

金岳公の性行

時は文化六年三月十四日、江戸小石川の高松藩邸に生る。父は高松藩主第八代頼儀公、母は同藩士奥目付山崎彌次兵衛の女綱子後に葛子、公は兄君二人早世第三子にて幼名隆之丞、後六歳の時道之助と改む。文化十三年八歳の時父君の命により高松に移り、高松城内作事場東側の邸宅に住居、後天保十三年三十四歳の時左近と改稱、諱は頼該、字は子博、號は金岳又號は橋齋、橋舍又晩年は如水、櫻舍等と號し後年尊皇の志士との間には近松左平又小國廣太郎と變名された。公は幼にして俊邁穎悟神童の稱あり、一藩皆望を屬す。常に國史を繕き補正成の誠忠を景仰し、又西山遺事を讀み徳川光圀の高義を欽慕し文學武術熟達せざるなし。兄弟十四人の内男子七人中生長せしは公及頼顯幼名、頼胤幼名、頼近の四のみ、公は順序上長子なるも文政四年水戸藩主徳川治紀第二子紀經後第九代ノ藩主頼顯幼名入つて父頼儀の世子となり、公の弟頼胤幼名其嗣子となる。公は隱居の身分となり、後天保七年八月二十八歳の時龜阜莊へ移居することとなり、三十歳の時法華八品派に入り、天保十年三十一歳の時、京師本能寺七十世日頭上人に従ひ入門式を了し、朝恩誦經を始め此年八月六日龜阜莊に引移り、弘化元年二月江戸に上り五月歸國、其間の行動頗る注目た値する。此年以來天下の風雲變兆を呈し、公をして報國の誠忠を高潮せしむるものあり、間斷なく佛典の研究の間風月を楽しみつつありしが、安政の年を迎へ尊皇攘夷論天下を風靡するの時、公は尊皇志士を荐りに引見し劃策する所鈔からざりしと云ふ。

金岳公の修養

公は非常に頭腦の發達絶大、従つて資性英敏にして儉素、篤學、孝養慈愛心に富み八、九歳の文化十三、四年の交より漢學を試む。既に高松城内學館の設あり、藩中の子弟を教養教師として山田鹿庭、岡内綾川、三野謙谷、高尾椿溪、同竹溪、久家暢齋、深井彪、奥村子毅等あり、公又之に師事、二十四歳の時「遊坂出壘田記」の如き勁妙なる文章を著し、國典歌道は友安三冬、和歌詠草は友部方外、同方秀、中村興三に師事し、書道は八、九歳の頃より藩の祐筆某に就き初歩を學び、後ち支那董其昌或は胡兆新的書風を學び、後に記する新建聖廟の碑は、二十六歳の時の著にて其逸材想察するに足る。書道土佐派森良敬に、寫生を狩野派狩野永笑を延き之を學び、就中風俗畫を上乘とす。晝間は多數の來人に應接する爲多くは夜間を利用して勉強されたと云ふ。

武術は幼より軍學を嗜み、前九年後三年の兩役より保元平治の亂壽永、建武、應永の年の諸戰元龜、天正、慶長、元和の年の戰役を稽考して造詣するもの淺からず。射術、馬術、槍術、劍術、砲術、永泳術等をも研鑽する所あり、就中馬術は秋山加太夫、戸祭松兵衛に、槍術は守屋與三郎、劍術は一刀流竹内藤太夫、砲術は當時の權威江川太郎左衛門の高弟神保直吉に學び、其他公は夙に一を聞て十を知るの達材なれば自ら修養せしもの尠しとせず。其孝養慈愛の一斑を左に

孝養としては

(一) 生母山崎爲子後ち松平家を辭し高松六番丁の實家に歸養中、公は時々居邸の裏門より微行省問又時ありては遊山

鯛網見物などに誘引慰藉などせしが、天保五年九月頃より病氣に罹り危急の爲公は之を深く憂へ、朝食は鹽分を斷ち中食夕食は魚味を退け唯神明の冥助を祈りしも、遂に病革りしに依り老臣を召して母の跡式を立て遣すべき様取計ひ、老臣中に於て同女の甥を養子として家を立つこととなり、公は直に山崎邸に告げ母も安心瞑目せりと。

(二) 弘化元年嫡母圓淨院父の夫人岡山藩主池田治政女の病患を開き之を看んとし、俄に旅裝を整へ同年二月十七日江戸に上り目黒の邸に親しく看護を遂げ、幼時愛育の恩を謝し其病癒ゆるを見て同五月歸國された。

(三) 父頼儀臨終の際諸子及重臣を召して妄りに別家を爲す時は後日の難を醸すを以て、將來意を茲に致すべしとの遺言あり。明治元年五月公の病氣革むるに方り藩主は深憂せられ、公が功勞を多とし、公の甥を以て後嗣たらしめんとせしも、公は後事を藩主に煩すのみならず、父の遺言もありとて堅く辭退された。

慈愛としては

(一) 嘉永六年は六月乃至八月の間降雨なく、稻田龜烈農家困難の際、公は自ら一兩名の從者と共に高松郊外郷東川橋にて祈雨、一兩日中にして喜雨あり。歸途直に高松郊外新橋の鬼子母神社に賽參せられた。

(二) 安政元年十一月四、五兩日に及べる大震災により高松藩内の人家倒壊三千餘戸市内家屋の大部分は傾頽、従つて人畜の死傷少とせず。此時公は龜阜自邸の危難を顧みず、二、三人の信者を従へ乗馬にて法華宗の題目を唱へつつ市中を巡視して貧家までも限なく慰問された。

(三) 諸國より來る多數の通路若くは尊皇志士の變裝して來る者を宿泊せしめ、疾病者には醫藥の手當を施し、或は國

事犯にて入獄したる者などの健康に注意を與へ、又公臨終に際し平素召仕の者共は路頭に迷はぬ様將來の生計にまで遺言且又明治元年高松藩朝敵の際責を負ふて自盡したる小夫、小河兩家の相續者に高祿を與へ優遇する様盡力せられた。

新建聖廟記

吾藩學館之設。其來也久矣。在昔節公立之基。惠公懷公穆公定公欽公相繼尊崇之。釋奠先聖孔子。春秋不懈至養公。益盛而聖廟未建人或憾焉。襄公亦將有事於此。顧其勞民。終不果矣。今公聰明而恤下。舉寬政典爲執政大夫。任之不貳。專以節儉富國爲治乃變海爲鹽田。脩地爲陂池。務爲民除害興利。於是乎百姓益樂其業。戴土致敬焉。天保壬辰五夏政典酌時宜而請建廟之事。公以爲可。乃使政典營廟於館內。厥土燥剛。厥位而陽。木取偉長。石取貞剛。規摹陔隘百爾爲樸。群吏能勤。庶民子來。晨夜展力。凡四閱月而竣功。於是奉披雲閣所藏聖像安措之新廟。其像蓋參議墓所造也。執政寬政典受命代奉贊。參政榎本宗孝副之。儒臣十有餘人。各供酒餅茶果魚鳥之類。獻徹之次。奏以古樂。大夫大久保忠仲兼總管中學政。監視其儀。釋奠自此得所據。人々志願盡於此也。既而下命國中。無貴賤長少。苟有志者。悉驅嚮學。群儒皆竭力。循々誘掖。育才之功。行將成矣。該也幼讀書好古。尊信儒術。常追慕先侯所以興學之盛意。今又遇是美事。不堪欣躍。欲爲之廟頌。而愧其固陋。然連年豐熟。喜禾呈瑞。是上天感應者也。天且感則人誰不感。又領大夫喻。愈至不應辭。遂不顧謗劣。謹記其顛末。以示將來而已。

天保申午暮春

金岳源頼該謹撰

(此は天保五年三月同廟成功の際書かれしものなれども、其當時建石に至らず廿八年後の文久二年十二月建石されたが、明治初年の頃學館は廢止せられ現今天神前表誠館内に移さる)

金岳公の家庭

藩規として部屋住の者は正室を迎ふることを得ず、従つて公は侍妾の間に男女十二名誕生、何れも早折され公の衣鉢を傳ふべき者なし。然れども公は佛教の眞理を解得せらるる故に之れを憂へず、經宗應宣流布に全力を盡された。兒女の中左の方々は香川郡山崎村今の同郡國座村の大字本堯寺内に墓所を設けらる。

- 延之助 嘉永四年八月十日卒去行年一歳
- 盛之助 嘉永五年六月十九日卒去行年二歳
- 巖 嘉永六年六月廿三日卒去行年一歳

又左の方々(お波の方を除く)の靈牌は高松本覺寺に在り。而して公終焉の際迄侍居せしは森田しげ、中村きたの兩女にて、公終焉後落飾して高松郊外大雄庵今の高松市鹽上町大雄寺に住して公の冥福を祈る。しげ法號清心院は明治廿三年三月五日、きた法號不染院は明治廿五年十月十三日歿し、何れも前記本堯寺内公の墓側に葬らる。

- 寅之助 助之進 桃太郎
- 繁之助 母香西氏天保元年五月五日生同二年二月十三日早世法號即證院
- お波 母村尾氏天保元年九月十九日生同十一年六月十八日藩主頼恕の養女として徳大寺家へ許婚あり十四歳の時卒去
- 房之助 母香西氏天保二年八月十五日生同五年十一月二日卒去法號超想院

お静 母香西氏天保五年十一月十八日生同六年閏七月十二日卒去法號懸空院
用人及家士としては表方即ち藩主松平家より數多の附け人ありしも、又公が直接召仕はれたもの數十人あつた。姓氏の分明せし者左記。

- | | | |
|-------------------------------|--|----------------------------|
| 高尾 十右衛門 矩 <small>氏</small> | 高尾 七太夫 登 <small>氏(師傅)</small> | 綾田 七左衛門 |
| 國方 次郎太夫 | 國方 忠太 <small>(御附人)</small> | 陶山 茂次兵衛 賢 <small>幸</small> |
| 三崎 駒藏 | 佐藤 武平 | 林 本藏 |
| 七條 人也 | 佐藤 卯之助 | 東原 甚左衛門 |
| 東原 太右衛門 | 泉川 謙之助 | 青木 平左衛門 |
| 江口 善三郎 | 山本 登代二 | 竹内 笹助 |
| 三木 彌太郎 <small>(用役)</small> | 長尾 松齡 <small>元(藥坊主)</small> | |
| 香川 正順 <small>景(醫師)</small> | 此の人は同宗門にて永らく京師に止まり公の爲尊皇事件に關係。 | |
| 長尾 五太夫 <small>孝(表坊主)</small> | | |
| 長尾慶吾後織衛 <small>勝(奥坊主)</small> | 此人は藻城武夫又松渡と號し、公の記室にて大抵の著書は此人の謄寫に成り、書風まで似た所あり。嘉永二年四月公が鶴足津、坂出等へ謗法退治の爲出興された時のことを記したる和田津美湯船實記の著あり。 | |

長尾柏四郎 貞勝 勝元嗣子、此人も公の秘書役にして詩文を能くす。數多の著書類を謄寫せり。

長尾繁太郎至勝 天保七年郷方見習(公の家士)

長尾忠次郎 勝至弟(公の家士椀預並)

泉川良太郎健 政治方面に奔走の家士、公は此人を世智辨聰と稱して居られ、重に尊皇志士への往復等に從事。

原茂 右衛門(教法部の係)

岸 半之助 阿波の人にして教法部面に使用されし家士。

侍醫としては長尾元章、笹山壽庵可、山田景純、藤木尙玄後立正、宮武正策、山崎周助等あり、尙公の邸に常時出入の人々左記中藩の役人は少く醫師大部分を占めて居る。

梶原 官 佐(醫) 菊池 隆 伯(醫、細棹)

三井 義 眼(眼醫) 松村 松 三(芝居好)

葛西 俊 助(醫) 杉原 養 立(醫)

手塚 鷗 盟(醫) 安達 良 益(醫)

千野 默 庵(醫) 岩 瀬 周 哲(醫)

片岡 甫 贊(醫にして太棹の地を好す)

三木 謙 次(學者) 泉川 良 弼(學者)

山崎 富 衛(醫) 多郷 義 左衛門

尾崎 松 甫(醫)

以上處記の外公が召使又は常に出入したるもの多數ありしも姓名を逸するあり。由來公は性質宏量清濁併せ吞むの概があつて、藩士中でも大抵是はと云ふ人物は出入したやうである。尤も宗教の上では他宗に向つて一步も假す處なかつた。私交の上にては他宗の僧侶とも交際された。京師にては興正寺攝信と懇意、高松には西福寺の亮空なども愛眷され、公が二十歳の頃は藩臣寛玩翠水速とは非常に交情あり、漢詩の贈酬などがあつた。其他學者として修養の部に掲記する人々の外に奥村忠一郎、渡邊立齋等がある。其掲記中の高尾竹溪氏は公の四十歳の頃まで指導の任に當つて居た。中年以後は交際の範圍が擴まり、三十六歳の弘化元年に江戸に上つた時は水戸に微行して水戸藩主徳川齋昭景山に謁し尊皇の説を聞かれ、其後五十五歳の頃中納言一橋慶喜の召に應じ、文久三年二月廿八日上京の際には興正寺攝信、徳大寺公純、坊城大納言澤宣嘉、又水戸藩武田耕雲齋正大場景濟、原一之進、梅澤孫四郎、筑前の平野次郎、長門の久坂通武、桂小五郎、高杉晋作、肥前の宮部鼎藏、因幡の安達清一郎の志士は旅館にて對面、又備前の藤本眞金石越後の長谷川鐵之進は高松に來り小橋安藏香の紹介で引見、土佐の中岡慎太郎、石田英吉、京師の澤宣嘉も暫く龜阜の邸に潜居せしことあり。又讃岐國內にては松平頼覺大、同頼續、長谷川宗右衛門卓、同連水、松崎澁右衛門佐、小橋安藏、同友之助、藤川求馬三、日柳耕吉石、美馬援造田、太田次郎、土肥大作等である。此等の志士は幕吏や藩吏の嫌疑を避くる爲何れも變名出入したりと。宗教方面にては日頭上人、原茂兵衛、佐久間謙山、長尾深敬、三浦吉之丞、本堯寺秀山を始めとし諸國より來る同行は僧俗を問はず引見、又尊皇志士が信者の風を裝ひ會見を求むるあり、四國通路にて病氣の者は公が日蓮宗弘布の爲建てた大雄庵へ留め諸國の動靜を探知したりと。

公は頗る旅行を好むと雖も、惘然名所舊跡の閑吟優遊でなく、其間心身の修養乃至報國の爲めに企劃せられたるものに、既に八歳の文化十三年江戸より高松への歸國の際途を東海道にとり、諸所の靈場古跡を訪ひ其來歴を會得せり。之れが初旅にて歸國後も讃岐は東の引田より西は丸龜、琴平邊まで度々往來せられ、沿道の神社佛閣に參拜し、其地方の民情風俗を視、庶民の冤枉に居る者を救済し又寺院に立寄り宗教上の問答を試み、晩年は宗門説教の爲各地を巡行、又微行して潜伏する尊皇志士を訪ひ、坂出壱田を視察せしは公二十四歳の天保三年の春であつた。天保七年三月十五日發程有馬温泉に疫を養ひ滯在中、從者一人を伴ひ微行して攝津を経て京師に皇居を拜し、嵯峨に慈濟院を訪ひ、藩祖頼重公の幼時棲遲された遺跡を覽並に親族公卿白川家を訪ひ、滯留五十餘日の後歸國、三十六歳の弘化元年二月十七日發程江戸に上り、御供頭深井權左衛門、用役林本藏其他數名を隨へ途中尼ヶ崎本興寺、京師本能寺、駿河岡の宮光長寺へも立寄り三月江戸着目黒の藩邸に入り、早速圓淨院父頼儀に謁し幼時養育の思を謝せられ四十餘日滯在、上野御殿山の櫻花等を觀、同四月八日江戸發程東海道を経て五月七日歸國さる。其江戸滯在中微行にて水戸に到り水戸藩主徳川齊昭にも面謁して尊皇上に付種々教訓を受け、一層尊皇に盡瘁せんとの意志切なるを致すと。四十一歳の嘉永二年四月廿六日謗法退治として鶴足津、坂出へ出駕、同二十九日歸莊さる。文久三年二月廿八日一橋中納言の召に依り京師に上りたる時の消息は明確に知る由なきも、攘夷論天下に轟々たる當時であり、攘夷期限の義に付厳しく朝廷より御沙汰あり、幕府其處置につき公に内談ありしものだらう。此際大納言坊城俊克は武家傳奏役でありしより、公も折々同邸に到り別記の如く尊皇上に付談話を交換され同家の雜掌淺野主膳、語合江口主水、三浦治部、京師留守居北原直左衛門、一井新吾等は特に公の在京中諸方面へ奔走したることである。三浦治部は元高松藩士佐久間尙種と云ひ後ち坊城家に仕へた青侍でありしと。又五十六歳の元治

元年正月十七日京師に上り藩事につき朝廷へ建白されたが、其事情の文献に徴すべきものなく恨事である。

公は何事に付ても精通され、常人の能く想像なし能はざる絶倫であり、特に文學方面に關しては格別に造詣深く、二十二歳の天保元年に大東蒙求三十歳台を過ぎて佛敎の著作多數あり、其主なるものとして

- 一、大東蒙求(天保元年作)
- 二、盲牛
- 三、春筵雜話戲作
- 四、内陣の鏡
- 五、懇丹幻の枕
- 六、美草錄(弘化四年七月作)
- 七、佛道獨案内
- 八、神道問答鈔(嘉永二年二月作)
- 九、蟻の譬話(嘉永五年作)
- 一〇、貳門諫曉鈔(嘉永五年十一月作)
- 一一、妙法の利劍
- 一二、高須賀御答辭(安政二年七月作)
- 一三、本因元始錄(安政三年六月作)
- 一四、備後狀(安政四年頃作)
- 一五、初心法華演說錄
- 一六、兒童のさとし(安政六年六月作)
- 一七、矢上狀(萬延元年作)
- 一八、旅窓述志錄(文久三年三月作)

前記孰れも寫本にして出版されなかつた。公終焉後高松本覺寺へ下渡された大東蒙求は上、中、下三冊にして全部漢文を以て綴り、神武天皇の時代より天正年間に到る諸侯大夫士に關する事柄三百七十件を唐の李氏蒙求の體に倣ひ編述されたるものにて學殖の一斑を窺ふに足る。

金岳公の佛門研究

公は母が稀に見る法華宗信者であるが爲、其勳化もあるべしと雖も、天質英材なる故に五歳の時、江戸小石川の藩邸にて侍女に伴はれ庭園の櫻花の凋落するを見て無常心を起し、夙に佛縁に浴する處あり。曾て臣下に曰く、余は本家松平の世子なりと雖も故ありて世子たるを得ざりし爲、閑暇多く佛法の奥義を研究せしは國主たらざりし爲なり云々。又母の病氣慰問の時、靈山八年但限八品本因下種玄題の光徳を續々説述されたるに感激するあり、深く一切經の研究を積み遂に法華經の眞意を覺り、本迹二門の優劣を探り、専ら上行所傳本門八品の流を汲み本化優婆塞となり、本門佛立講を設け講頭となり、經宗の主義を鼓吹された、殊に公は身名門なるも素より教法の能材を具ふ。公が一度布教に従ふや勇往邁進京阪を初め、阿波防長豫の各地にまで教線を擴張され、就中顯著なるは阿波に於て麻植郡の修驗道の仙光寺を本門法華宗に改め金岳山本行寺を創建し、阿波郡にては京都妙蓮寺出張説教所の建立と、京都本妙寺末聖國院の淡路より移轉となりたるが如き事蹟あり。日蓮法燈は煌々として寺檀共に左近さんと尊崇され、其他各地とも公終焉後七十年の今猶高風を景仰する千萬人に止まらざるべし。殊に公の尊皇心は其根底を經宗に採り、信徒を團結して一朝緩急に處する目的でありしことは、後年公が唱道する尊皇心に一致したるものである。

公は經宗の研究上達するに從ひ高松郊外出晴大雄庵今の高松市鹽上町大雄寺や高松の本典寺、本覺寺其他高松藩領内東大川郡より以西畿歌の一部を云ふ迄と仲多度郡各地に於て宗義の説教を試みたり。其立前は僧侶の輩に倣はず最も簡潔を極め、四十一歳の嘉永二年四月二十六日鶴足郡今の綾歌郡鶴足津今の宇多津本妙寺に着到直に本堂に上り、武家の身なれば高座にて説法するにあらず、木工馬

上にて法話すべきを聽衆に告げ、木工馬（即ち高座のこと）の前へ深紅の厚總を掛られ、念佛無間、禪天魔、眞言亡國、律國賊の四箇の名言を委細に説き來り、左手の方に鞘卷を添へ右手には金銀を以て日月を表したる軍扇を持ち諸宗を折伏し、參詣の信男信女は堂内に充滿し、其數幾千人忽ち教化を願ひ、數珠を切て歸入する者數十人、翌二十七日も同様にて聽聞者大に感激して歸入する者數を知らず、翌二十八日阿野郡今の綾歌郡坂出に動座寄合所にて法話あり、數千人の參詣者恰も雲霞の如し、翌二十九日同様にて歸入せし者幾十人、其夜發駕船便にて高松に歸莊せらる。

既に斯の如く一度公の法話を聞くや忽ち信男信女の來る潮の如し、遺憾なく宗義の説明を加へ感激せしめざれば已まざる熱心の程推知する。

公が經宗開拓の爲諸國より來つて學資を仰ぎ、佛教を學習せし者其數多きことなるが、其中公の遺鉢を守つた者と入門の師は日頭上人など主たり。其他左記

日頭上人高松本覺寺第十世日就の弟子にして、同寺第十二世を嗣ぐ智徳兼備の名僧、早くより京に出で本山檀林に學び學成り歸りて享保元年四月本寺に住し寺門の興隆に盡す處あり、後本山本妙寺四十世を嗣ぎ、又文政元年七月京師本能寺七十世の貫主となり、任滿ちて天保八年高松に歸り、同九年公の斡旋により香川郡出作村今の同郡佛生山町大字法華庵に住し悠々殘年を送る。同十年正月十三日公の師となり法を授け、弘化元年十月六日寂す、推定年齡七十餘歳。

秀山後深敬は本迹相待の法門を公に繼承せしめし人、又公に従學せし門下は蓮宗日弘、太田日信、本堯寺日啓、蓮胤日幸、藤木日精、大雄庵智靜等である。

金岳公の尊皇並政務

高松藩主松平家は水戸藩主徳川家と本末の關係あり、自ら尊皇思想の濃厚を加ふ。即ち高松藩主初代頼重英は水戸藩主徳川光圀義の異母兄にして、寛永十九年五月廿八日常陸の下館より轉封せられ、來任の際山田郡今の木田郡庵治浦へ上陸、高松への途上西天に仰ぐ白峰の翠微は、崇徳上皇の御陵地なるを認め忽ち、衣襟を正し遙拜されたるが如く、尊皇の精神は頼重以來高松藩主が特有せらるる傳統なれば、公が尊皇心を抱懷されたるは勿論である。殊に公は夙に歸憑する日蓮上人も尊皇家である故に、彼是尊皇思想を結成したるものあるべし、既に天保十年三十一歳の時京師に上り、皇居の衰頽を仰ぎ長歎國家安全の祈禱のことを朝廷に言上され、倍々尊皇精神を發揮するに到つたようである。

天保の末年以來攘夷論の勃興せんとするに伴ひ、海岸線を有する各藩は競ふて海岸防禦に注意を拂ふの趨勢となり、文久元年七月に及び、藩主松平頼聰封を襲はれたが、從來とても公は藩政に關與せられし處ありしも、此時恰も尊皇攘夷論が天下を風靡し藩政多端なるが爲、公の手腕に待つもの多からんとす。

文久三年二月公京師へ上り坊城大納言と問答されしを、從臣某が筆記せしもの内にて尊皇の事に關するもの左記によりて、公の眞意を窺ふことを得。

問（坊城殿）深く存し不申候得共概略承知致居候如何にも御氣の毒に存し候が仔細御差支なくば相伺度候

答（左近君）最速其迄御承知被下候得者餘り恐入候に付別段申上間敷候到底日蔭者の身の上公然勤王の大義打出申候は叶ひ不申去とて折角難有御國に生れ皇恩の萬一も報ひ奉らず此儘杓果候事如何にも勿體なく奉存候就ては當今萬々一非常

の御時節に立ち到り候ては責めて寶祚長久の御祈禱と萬一火急の場合は別段智謀策略杯とは申不及候得共兎も角天朝の御爲に水火に赴き候も厭ひ申さざる鐵石の義徒を集め置き候得者乍恐後日何かの御爲と奉存只今法華經信者の名目で連判帳に記し置き候者去る嘉永元戊申年より當癸亥迄都合二千五百餘人御座候尤も此の中に者彼此の事情にて故らに村々浦々の百姓町人漁夫婦女子杯も混雜致居候得共又近國遠國の差別なく士分以上の者は時節柄多く變名を相用ひ候者も其儘記載申候御祈禱云々の義は私年來の志願にて此義に就ては天保十年正月十日を以て恐れ多くも先帝の聖聽に奉達候事有之候

問（坊城殿）其迄の御心使ひ方今殊勝なる事に存候殊更前讃州殿頼との御間柄にて格別勤王の御心掛け恐多も上聞にも被爲達定めて寂感不斜御義と奉察候其の帳簿は一見致度存候不苦候哉何分天朝の御爲益々御奮發願入候

答（左近君）其は又存不寄難有仕合に奉存候誠に今日は色々御尋に預り私本意も相届き返す返す冥加至極に奉存候尤も法華經攘夷の事に就ては兼て愚存書き綴り置き候一札有之候得者併而御一覽奉願候云々

右の御問答畢て御退出間もなく右の帳簿と又二三日を歴て「旅窓述志録」と題する一冊御差出に相成候處坊城殿にも深く左近君の厚き思召に御感喜之趣承り候云々

朝旨攘夷に決定せられし時、即ち文久三年五月十五日傳奏野宮宰相定毅左記内勅を藩主に傳ふ。藩主は公及松平大膳覺を顧問とし、海防事宜を視兼ねて政事を參決せしむ。二人協議して藩政を釐革し兵制を整ふ。公は藤川求馬名忠猷に命じ大内郡今の大引郡引田に番兵を設け、山田郡今の木田郡庵治、同郡長崎鼻及香川郡笠井村今の下笠居村新在の鼻に砲臺を築き洋艦の來襲に備へ萬全を期する所あつた。

(御沙汰書)

攘夷御決定加之英艦渡來方今不容易形勢に候所自國は海岸數十里可爲要衝旨就ては松平左近分家松平大膳と談判防禦の策略行届皇國の御爲忠誠可有之御沙汰候

當時公が坊城大納言の宰三浦治部の姪なる香川正順に與ふる書亦以て此の間の消息を知るべし。左に

(上略) 今般天朝より讃岐守へ小子並に大膳義海防一件談判之勅命奉蒙不肖之身分冥加至極難有仕合奉存候併兩人共是迄手押れ不申事故甚以恐縮之義奉存候此間者貴所より澁右衛門への御内狀披見申候處讃岐守歸國の御風聽御禮並に小子今般蒙勅命御禮之義延引に相成候由承知仕甚以驚入恐懼之至に奉存候此一件は表にて早々取計被置候事と存居申別て勅命之御義は小子身分御禮之義家老迄直に申達置候義に御座候甚相不濟義に存右一件御斷りの爲家老を被指登候様讃岐守上申候得共衆議決し兼何か別之取計らひに相成候由御存知之通諸事手後れに相成候が當地役人共の辯にて誠に困り入候義に御座候又此度水戸餘四郎麻呂様當家大坂屋敷を御借用に相成候に付當元より御機嫌伺に用人被指越候様小子より申出候得共是も其儘に成候由右等の次第數々御座候に付大膳共申合此上者憚りに存候得共政事向へも兩人相加り度段申出候所家老共不承知之様子にて否之義一向埒明不申因て兩人申出候は海防一件と申せ共政事を根本と致候義故此義承引無之候に於ては向後海防一件之義御斷り申上候と申切候に付漸く落着に赴き當月二十八日より兩人政事場へ出勤致候管に相成候當家政務掛りの面々者今以寢入候様にて眞實防禦の邊に心を用ひ候者は無之此儘にては國も立ち行き不申義遂には天朝之御勘氣を蒙候様に成行候こと見へ透き候得者小子大膳、宗右衛門、澁右衛門此間用達役申付候入谷小平其餘

忠勇之者兩三人此度者必死に覺悟致し天朝へ御奉公一途に凝堅まり精力相勵み居候右に就て此砌餘程混雜致し居申候事に御座候孰れ一と騒ぎ致不申候ては年來の宿弊改變難致義に存申候(下略)

五月十八日(文久三年)

香川正順宛

前記入谷小平は安政六年致仕改稱にして其以前修藏初め牧太又主水と云ふ。世々高松藩臣たり、文久三年老軀を力めて起たしめ事を視るべきの命あり、再び側用達となり奉行兼帯老中郎屋に出で、世帯方用引除に任じ書院番頭老中見習となる、常に公の(中略)英邁不群なるに服す。同僚を誡めて曰く、左近君は老公の長兄にして今公の大伯父なり、其供奉の費必ずしも常格に拘はらずして可なり、且つ予其志を察するに此れ必ず藩國の爲に圖ることありて然るなり、然らずんば君の英明を以て奢侈濫費をなす者ならんやと、明年公の藩政參決を辭するに及んで小平亦事に座して罷めらる。

又公は尊皇精神の發露として白峰なる 崇徳上皇御陵へは毎歲參拜、文久三年八月の聖忌七百年祭を修め藩士をして各參拜せしめ、又山田郡今の木田郡 牟禮村 景行天皇皇子神櫛王御墓所の荒廢に在るを藩主に勧め修築せしめ、或又 安徳天皇屋島の行宮の遺趾を改修することを企劃したる等尊皇の美舉尠しとせず。

元治元年正月公は藩主頼聰に従ひ再び京師に上る。陰に傳奏坊城大納言に依り海防に關する奏上文を添へ左記内願を差出した。

海防の義に付内願

恐謹而奉白上候臣頼該義今般自國爲補仕海防之義昨夏奉蒙勅命誠以冥加至極難有仕合奉存候臣頼該不肖之者に候得共有心力限り皇國之御爲に勵忠節可申候右海防一件に付臣頼該篤と愚慮仕候處近年外夷之形勢年々不容易委に相見え且又邦内の諸藩今以一致仕兼候耶に被存斯而者將來如何可有之哉不一方御大事と乍蔭鄙心を痛め罷在就之不得止事内願之趣別紙に相認め乍恐奉呈上候皇國之御爲と奉存候間不憚忌諱抽丹誠奉白上候間不惡御照察之程偏に奉冀候恐惶九拜敬白

奏 上 文

恐多キ義ニ奉存候得共敢テ謹テ御内々奉白上候臣頼該從弱年仔細有之在所表山野ニ隱遁仕罷在候熟身上ノ義ヲ勘考仕候處人間ニ乍生何等ノ所作モ無之徒ニ歲月ヲ互リ候事深ク無勿體義ニ奉存何ヲ哉 皇國之御爲筋ニ相成候一事ヲ相勤度志候得共右ノ如キ身分ニ有之候故外ニ仕方逆モ無之尙思慮仕候處奉白上候ハ憚多キ義ニ奉存候得共臣頼該年來法華經ヲ信仰仕罷候此ノ經ハ天下國家ノ御祈禱ニ相成候由承及候ニ付隱者ノ分際ニ相應ノ義ト存去ル天保十己亥ノ歲正月吉日法華經ニ祈願仕 朝恩報謝ノ御爲ニ生涯誦經精勤仕 實祥永久國家安全ノ御祈禱可申上旨言上仕以後是ヲ日々奉公ト心得相勤今年ニ至リ誦經ノ數二千部成就仕候然ル處近年天下ノ形勢不一方趣ニ相被窺候此ノ義モ法華經ニ深キ仔細有之由先達ノ註釋ニ相見エ申候臣頼該凡愚ニ候得共右註釋ノ明鏡ニ依テ聊カ早ク時世ノ變動ヲ察シ有信同志ノ輩ニ密々其趣ヲ告知シ祈誓ノ助力ヲ相頼ミ講每ニ祝牌一位相渡置申候右講年々繁榮花洛ヲ初メ大津、大坂、兵庫、尼ヶ崎、和州、作州、駿州、豫州、阿淡、三備、防長ニモ相及老弱男女同心ニ勤行助力相勵ミ罷在候次第ニ御座候乍併全ク是迄ハ臣等自願ハ御座候テ 御上様ニハ不知召御義ニ候得者天地神明ノ納受モ遅々致候事ト奉存候依之臣頼該奉請願候義ハ何卒乍恐 御

上様ニ上件ノ義ヲ微カニ 聞召被爲及候御由ニテ尙孰モ出精可仕旨少々成リ共 聖旨ノ御沙汰ヲ奉蒙候得ハ臣初メ同志之者共如何計冥加至極難有仕合奉存候若シ左モ御座候得ハ早速諸國講中共エ内々其趣觸流シ勇氣日本ニ百倍仕一同ニ力ヲ合セ晝夜抽丹誠精勤修行仕候時ハ 天照皇太神 八幡大菩薩 加茂大明神等日本六十餘州大小ノ神祇必定感應利生ヲ垂給ハン事不可有疑義ニ奉存候其利生ノ驗シハ本邦ノ御威光日夜ニ増益致外夷ノ族自然ト退散絶跡候様ニ可相成然ル時ハ我邦鎖港開港説モ止ミ 上下一和風雨時ニ隨ヒ國富ミ民榮ヘ鳥獸草木ニ至ル迄 聖旨ノ御蔭ヲ奉蒙大幸ヲ得候事廣大之 御仁惠ト奉存候但シ法華經ハ菩薩行ト御座候テ民家之者專取扱ヒ候テ不苦由ニ相見エ申候殊ニ當時天下法華經ノ實義皆習ヒ失ヒ眞之法華經之行者甚希成ル義ニ被存候彼是 御照鑑ヲ下シ給ハリ乍恐可然 御沙汰之程偏ニ奉願上候恐惶拜手稽首敬白

公の誠忠は既に天保十年己亥正月に密奏となり、是れ嘉永五年癸丑米艦の浦賀に來船に先つこと十三年前にあり、今又此内奏あり寔に尊皇精神の熱烈なる以て仰ぐべし。尙又元治元年三月事を以て公は再び京師に上り坊城大納言に謁し密に願文を差出したりと。此時左文字作寶刀一口を獻す 天皇嘉賞し特に勅して御所持の中啓一箱を賜ふ。當時列藩主の家族にして天眷を蒙るは異數たりしと云ふ。同月廿二日坊城大納言より祈禱の義に付御内達又御沙汰ありたるもの及願文左記

(御 内 達)

屢霽候彌御安榮令賀候然者昨朝讚州殿來臨御内咄申入候て別紙之趣 御沙汰に相成候様取計候て則昨日被仰出今日月番より讚岐守殿に被申入候筈に候間御心得迄に密々申入置候將又過日御相談有之候攘夷御祈禱之義も調不調は如何可有之

哉那から海防之儀を主意にて祈禱御願宜哉

三月廿二日

(御沙汰)

松平讃岐守

海岸防禦之儀松平左近同大膳等與談判忠誠可有之昨年被仰出候儀に付願之趣尤に被思召候得共當節に而は國中瑣細之儀者自朝廷御差圖不被爲有候間讃岐守可然指麾有之海防之儀奉爲皇國盡力可有之御沙汰候事

(願文)

今般爲天下泰平國家安全蒙御祈禱之勅命度及奏上候畢哀れ願之者三寶四大菩薩五番善神兩祖聖人連仁垂感應令心願成就給禮拜敬白

大日本南海道讃州

松平左近頼該

尊皇志士は徳川幕府の最も嫌忌する處ありしが、公は安政の年頃より攘夷論の勃發以來尊皇論者長谷川宗右衛門名秀驥藤川求馬を延きて時勢を論究、又日柳耕吉名政章小橋安藏名以文の徒を窃に自邸に出入せしめ、志士の動靜を探り一面志士の幕吏を避けて來講する者を庇護せられた。其主なる者は即ち中山忠光、澤宣嘉、久坂通武、桂小五郎、高杉晋作、平山次郎、中岡慎太郎、石田英吉、今泉與一郎、小島新七郎、藤本眞金、長谷川世傑、禁代廣助等であつた。又備前岡山の

土肥典膳、丸龜の土肥大作等の志士と相謀り、志士中或る者は備前下津井、瑜珈の兩地に潜伏せしめ、衣食を餽り時機到來を待たしめ、公も漁獵に托し屢々訪問して謀議されたりと。

尊皇志士中日柳耕吉、小橋安藏等は非常に親密であつて、耕吉は時々公の龜阜邸に伺候し尊皇につき公と意見を交換せられしが、公は耕吉の尋常の人物にあらざることを知る。又耕吉も公を非常なる傑物として畏敬せり。嘉永の年左の詩を公に寄せられた。

呈宮協公

日柳燕石

絶世雄才武備文。雷名轟耳久相聞。

藕花經上盛傳法。玉藻城中夙逸群。

座進俳優李天下。門拓賓客孟嘗君。

美風最是壓人處。一砲驚魔栗嶺雲。

次に公は屢々微行にて小橋安藏宅を訪問、又數度公の近侍泉川健初名良太郎至明治爲大内寮川香川郡長及愛媛縣御用掛とあり。文久三年八月 孝明天皇大和へ行幸の上攘夷御親征の舉あらんとし、安藏之れに會せんとし告別の爲龜阜邸に公を訪問の際、公曰く「余は徳川の流を汲みたる者にして幕府の反對に立つは忍びざる處なれども、國家の爲には大義親を絶たざるを得ず、何とぞ皇室の爲に奮勵せよ」と聲涙共に下る。傍に公の劍を捧持したる泉川も君臣の訣別は此の如きかと、貰ひ啼に落涙せしと。今安藏の履歷中公に關するもの左に。

文久三癸亥年三月刀百口槍十五筋甲冑八領完成す。由て丸龜の人村岡宗四郎安藏妹婿の子に托して火器と同く秘藏せしむ。七

月越後の尊皇家長谷川正傑來る。安藏伴ふて村岡に到り軍資二千兩軍器若干一々之を點檢せしめ。後安藏の郷里香川郡圓座村に歸り、翌日導て公に見ゆ。公は曾て安藏を知り且尊攘の志を抱て佐幕の藩論に惑はざるもの、故に一見舊識の如く即日同盟の數に加はらる。此月友之助安藏二男太田次郎安藏女婿等三條實美親兵總督となり長藩と氣脈をの命を受けて歸り上總の人替代廣助及び正傑等と阿州祖谷村に到り土豪を諭して勤皇せしむ。然れども衆議未だ決せず會々徳島藩の知る處となり、逮捕甚急なり。友之助等僅かに身を以て逃れて讃岐に歸る。二三日を経て正傑、廣助二人を導て公の館に到り。若し會藩守護職を罷め後任を本藩に命ずるに至らば、藩主に勸めて受諾せしむるやう斡旋の勞を取らるゝや否、且其受諾せらるゝに至らば我等専ら同志間に奔走し、伊井大老の責縁に關して藩主に對し憤怒を抱いて暴舉を企てしめざることを稟請す。公は躊躇せず之を諾す云々。(下略)

前述攘夷御親征あらんとするに及び安藏の同志者正傑友之助次郎廣助、美馬授造等武器彈藥を携へて丸龜より發し大阪に到る。安藏及木内順二名倫號龍山安藏弟宗四郎は繼て京都に赴かんとする計畫の處朝議一變し親征の事俄に罷み、長藩の京師守護は解かれ會藩之に當ることとなり、此に於て長藩人は時の攘夷論者三條實美等七卿を奉じて海路にて周防の三田尻に上陸し長州招賢閣に到る。友之助は次郎と共に招賢閣に入る。廣助は病の爲果さず後遂に琴平に客死す。友之助等長州に奔るや此事高松藩に聞へて文久三年十月廿七日父安藏は高松藩に幽囚、元治元年五月廿二日出獄、尋で六月次郎は京師に在り、京師守護職更迭に關し同志の決議を齎らし歸る。此時松崎澁右衛門使を派し安藏の子弟に會談を求む。安藏即ち次郎を遣し龜阜邸にて澁右衛門と會談し奔走其効を奏し、藩主の京師守護就任の内諾を得たるは前述の如し。是に於て安藏直に次郎を京師に派せしも時恰も七月十九日の開戦所謂禁門の變となり、安藏は友之助の長軍に加はりしにより、慶應元

年正月十八日再び高松藩に幽囚又澁右衛門も同じく幽囚せらる。

斯くて幕府は政策に反對する攘夷論者中長藩志士及之に關聯する者を最も嫌忌し、掃蕩せんとするもの如し。故に志士の各地に潜匿するもの多く、同年四月長藩高杉晋作は丸龜村岡宗四郎方に宿し後那珂郡今の仲多度郡榎井村日柳耕吉の徒を訪問し暫く潜伏せしが同年閏五月四日幕府の命により耕吉、授造等尊皇志士を高松藩に幽囚、晋作は逮捕に先だつ危機一變の間に耕吉の注意により虎口を脱し、多度津一説に伊豫川之江と云ふより乗船馬關に遁れ歸る。安藏、耕吉、授造等は空しく圍圍に在り、唯邦家を憂慮する約三年、此間に時勢變化を來し慶應三年十月將軍徳川慶喜上表太政を奉還す。翌明治元年正月二日將軍朝命を奉じ將に京に上らんとす。在阪の藩士をして輜重を護り且機に臨み應援せしむ。乃ち銃手八小隊砲六門を出し歩兵奉行佐久間近江守に屬す。三日伏見に到る、徳川及會津等の兵我高松藩士に先ちて進む。俄に薩摩及數藩兵の伏見に屯する處の者に遇い、不意戰鬪我兵後に在り、事故を詳にせず、且近江守指揮に従ひ京橋口にあり、砲戰數刻深夜敵を見ざるに至り乃ち止む。四日拂曉又砲戰時を移す。既にして前軍利あらず近江守指揮に従ひ兵を淀に還す。又山崎の桑名兵を應援せしめらる。我兵兩日意外連戰疲勞且彈藥缺乏を以て辭し、即日兵を大阪に還す。七日前將軍慶喜東歸、我兵悉く歸藩す。此伏見の戦は我藩士實に由る處を知らず、高松藩は會津、桑名、松山の諸藩と共に徳川氏を佐くるを以て罪を朝廷に獲たり。詔して我藩主頼聰の官爵を停め、其の城池封邑を收めしめられ、尋いで鎮撫使侍從四條隆訥少納言、五條爲榮等將に四國に入らんとし軍を姫路に駐む。初め前將軍慶喜其職を辭して二條城に居る中納言徳川茂承伊江戶に在り、慶喜の辭職を聞き懼ばず、一日宗族勳藩の重臣を其邸に召し相共に書を天朝に上り徳川氏の爲に恢復を謀らんことを誓ふ。時に我藩兵糞に幕命を以て京師を警衛する者六小隊あり、二隊は新在家を四隊は禁門を衛る。薩尾越士の諸藩使を遣して

我が背を向ふ。藩老小夫兵庫正答へて曰く、「弊藩勤王は論なけれども水戸の分流なれば徳川氏の討伐には與に伍し難し」と。時に長谷川宗右衛門高松に在りて之を聞き、日夜公の邸に到り相共に一藩の方嚮を定め益々力を王事に致さんことを圖り、薩藩の士大山格之助編良有馬新七夙に宗右衛門と相識るを以て亦密書を寄せ勸むるに、其速に大義を藩主に説くに上京勤王の事を以てす。宗右衛門以て公に白す。公左右を屏け肅然として容を改めて曰く、「此際の舉止最も慎まざるべからず、意ふに東照宮家康のの夙に大業を立て位を闡職に正すに及びては益々王室を尊崇し、天下垂拱海内太平を享くるもの殆んど三百年、今の時に方りては天下其れ孰れか徳川の恩澤を蒙らざらんや。顧ふに我藩祖英公宗藩義公と兄弟心を協せ尊王の大義を唱導せしも亦唯乃祖東照宮の遺志を紹述せしに外ならず、後の徒子譲りて禮を天朝に失ひ以て今日あるを致すと雖も、苟も父兄過あらんか之が子孫たる者豈に熟練匡救の道を盡さずして可ならんや。且夫れ吾家の如きは藩祖以來別に城を抜き旗を擧ぐるの功あるにあらず、獨徳川氏の支流たるの故を以て封を此土に享け、又特に寄するに山陽、南海西海の探題を以てせらる。今豈に袖手傍觀して止むべきものならんや汝以て如何と爲す」と。宗右衛門對へて曰く、「誠に君の言の如し、臣亦窃に之を思へり、往昔保元の亂源義朝己が功を以て父六條判官の罪を贖はんと請ふ事許されずと雖も、功を以て其父兄の罪を贖ふは亦是れ子弟變に處するの得たる者と爲す。今夫れ幕府嘉永以來國事を以て罪を天朝に獲たる者蓋し鮮からず幕府たる者惶恐罪を天朝に俟つ固より臣子の常義なし。然れども左右群下窃に朝廷近日の變革を喜ばざる者亦實に衆し。先帝崩御主上幼冲之を古典に求むるに、天子諒闇三年百官已を總べて家宰に聽くと、況んや今國事多端内憂外患日に至る。而して將軍俄に政權を奉還し薩長二藩擅に官禁に出入し公卿を劫かし聰明を壅蔽し國憲を紊亂し政體を紛更す。動もすれば彼己に天子を挟み諸侯に號令す。名分の下成敗の決する處蓋し智者を待ちて後に知らざるなり。是の

故に臣は則ち謂ふ、今に及ぶ我藩宜しく密に旨を大阪の成將に諭し速に事に託し兵を以て京師に入り尾越諸親藩と相謀りて禁闕を守護し其徳川氏に盡さんとするものを以て天朝に盡し、他日王師大捷關東追討の日に及んでは則ち我藩卒先し尾越諸侯と相共に連奏し功を以て其罪を贖はんと請はば則ち名正しく言順ふ。此事必ず成らん。且今日眞に徳川氏に敵する者は獨薩長二藩あるのみ、其他の諸藩は皆觀望決せざるもの。之に加ふるに參遠以來動舊の列侯其れ孰れか幕府積世の徳澤を思はざるものあらんや。我頼りて相共に謀らば朝廷未だ必ずしも聽かずんばあらざるなり」と。公其言を善しとす。是の時に方りて藩主頼聰詔を奉じ將に京師に朝せんとす。會々疾病復作る左右皆之を危ぶむ頼聰聽かず已にして海上風濤甚だしく爲に阻まれ發するを得ず。其藩兵の先だちて京師に在る者新在家を成る。尋いで命ありて先帝の寢廟般若院時に御法會を行はせ給ふを警衛す。而して其大阪に在る者は執政小河又右衛門成久之を率ひ猶會桑諸藩と共に徳川氏に従ふ。宗右衛門此議あるは是を以てなり、時に徳川氏亦檄を我藩に傳へ薩長二藩の罪を聲らし君側を清むるを以て兵を徵す。藩議紛々たり執政老臣皆徳川氏を佐けて相與に成敗を俱にせんと欲す。是に於て公宗右衛門をして京師に到らしめんとす。宗右衛門乃ち夜其邸に到る。訣別し、且曰く「事茲に至る臣密旨を奉じ京師に到ると雖も在阪の將士命を奉ぜずんは如何せむ。公沈思之を久うし慨然自ら起て刀を授けて曰く、「苟も命に従はざる者は之を斬れ、其後圖の如きは吾死を以て之を處せむ。汝其れ顧慮する勿れ」と宗右衛門奮躍命を拜し將に出でんとす。公之を呼びて曰く「群疑を排し勇斷を取れ、吾極めて其難きを知る、汝國を出づることは慎んで之を密にせよ、妄りに小忿に忍びず事端を生じ時を誤り機に後れ以て悔を速くこと勿れ」と。宗右衛門謹で教を奉じ即夜城西絲ヶ濱に到りて一漁舟を賃し潛に港を出んとす。風濤太だ悪しく船搖ぐ、篙師棹を操る能はず、藩廳又宗右衛門の物に高松を發せんとするを偵知し急に吏を海濱に派し船舶の出入を監視す。宗右衛門の舟遂に其呵止

する處と爲る、己にして風濤少しく止む、其男孤三郎秀英僕利作の二人従へり、宗右衛門二人と共に篙師を叱し急に舟を遣らしむ。港吏來りて之を争ふ、執政港吏の宗右衛門を止むと聞き使を遣し書を宗右衛門に贈り藩主及び公の命なりと稱し、諭すに相共に熟議藩論を決定し、而して後に發せよと云ふ。宗右衛門之に従ひ藩廳に到れば則ち應議喧囂宗右衛門を責むるに其擅まに境を越え國事を誤らんとするを以てす。宗右衛門抗論屈せず執政以て公に白す。公特に命じて問ふこと勿らしむ。宗右衛門乃ち朝發するを得たり、會々海上風濤復た起り舟爲に止めらるること數日、漸くにして大坂に抵り直に京師に入り素と識れる所の薩摩の謀臣西郷隆盛、長門の木戸孝九等に説き將に朝命を以て我藩兵の大坂に在る者を召し京師に到らしめんと欲す。時に京攝の間警備甚嚴なり、宗右衛門路を丹波に取り國見村に到る。會々劇疾を獲て止まること二日遂に京師に達す。明日伏見の變あり、變の未だ作らざる前一日我が般若院を警衛する隊長小泉七藏密に在坂の隊長三宅勘解由、寛謙介に書を送りて曰く「京師は専ら會桑二藩を指して朝敵となせり、未だ朝廷より朝敵を以て目せざれども此の二藩と事を共にすべからず」と書未だ達せずして變起る。我藩兵徳川氏に従ひ罪を朝廷に獲たり、而して公及宗右衛門の計亦竟に乖沮せり、時に前將軍慶喜既に收れて大坂に遁れ江戸に歸る。江戸の麾下及勳舊の諸侯多く桑會二藩と相結び爲に再舉を圖る、慶喜許さず、然れども仙臺藩主伊達慶邦、米澤藩主上杉齊憲等皆共に同盟し麾下及會桑の二藩を援く、中國の列藩亦窃に觀望し嚮背に惑ふ者多し。松山藩主松平定昭亦伏見の事を以て王師の討する處と爲る、高松の老臣密に相謀り志を通じて以て與に俱に徳川氏に應ぜんと欲す。

會々藩儒藤澤恒太郎南岳大坂に居る其父昌藏東嶽の弟子阪田諸澤秋月薩將大山格之助綱に従うて官軍の營に在るを以て馳せて其營に到り之と謀り力めて藩主頼聰の反意なきを辯じ爲に征討を免せんことを請ふ。格之助約するに藩將小夫兵庫

小河又右衛門の二人の首を斬り罪を軍門に謝するを以てす。恒太郎飛舸歸り報す、藩議留那執政老臣堅く執りて聽かず、益々守備を修む、市民騷擾荷擔して起つものあり、恒太郎其議の輒ち行はれざるを知り死を以て格之助に謝せむと請ふ。公之を聞き大に驚き直に輿を命じ其弟松平頼顯及支族松平哲松後と共に城に登り藩主頼聰に見え其速に恭順以て王師に服すべきを説く。執政老臣相顧みて嘯喘異議を挾む者あり、公乃ち勸聲之を叱して曰く「汝輩今日に當りて尙且然るか、大義を誤り君國を危うし其れ何の顔ありてか我が祖宗の墳廟に謁せんと欲するか、且苟も恒太郎の言を聽かさざらんと欲せば先づ左近公自らの首を刎ねよ」と責むるに正義を以てし辭令嚴厲侵すべからず、舉廳肅然議遂に決し正月十八日乃ち兵庫、又右衛門の二人に自殺を命じ、老臣蘆澤伊織、彦坂玄孝を姫路に遣し首を兩總督に獻す。受理して曰く「將に奏聞寛典の命あらんとす」小夫、小河自殺の命あるや公退きて嘆じて曰く「二人亦吾家に忠なる者吾之を知らざるにあらず、然れども國家の大事固より私を以て公を廢するを得ず、思ふて此に至れば其悲痛の切なる殺す者の哀みは殺さるる者の幾倍なるを知らず」と、兼に伏見の收報あるや公復た直に宗右衛門をして京師に入り、素と相知る處の友人の參與中沼了三京都の人孝明天皇明治天皇の侍講に依り書を朝廷に上り藩主頼聰の爲に冤を訴へ其心衷を致さしむ。時に通路梗塞して通ぜず、宗右衛門崎嶇關内二旬を経て始めて京に達し二月八日上書を爲す。

正月十九日藩主頼聰は城を避け淨願寺松平家善提寺松平家に閉居謹慎せり。正月廿日官軍山内土佐守、京極佐渡守、京極壹岐守の兵來りて高松に入る。土佐兵は眞行寺に京極兵は石清尾神廟の地に陣す。既にして土佐總督深尾丹波、板垣退助城に入り大久保主計、間島沖に會見す。城池人民を收むるの勅を傳ふ、之に對し周旋盡力寛大の朝裁あらんことを請ふ、且京師及總督府に歎訴する處を以て陳情稟説す。正月廿一日土佐京極の兵去る獨丹波及手兵四十餘人銃手二小隊は市中に留宿す。二

月廿日丹波淨願寺に來り勅を頼聰に傳ふ。曰く「藩士官軍に敵するは全く祇役家老の過にして頼聰藩に在り之を聞知せず故に歎訴を聽き寛典に處に因て入京を許されん。入京從者は百名を過ぐるを得ず」と、丹波又城に入り大久保飛彈、大久保主計をして城池人民の還賜の朝命を傳ふ。即夜頼聰城に還る。二月廿二日深尾丹波及兵悉く解去す、二月晦日藩主頼聰京師に到る興正寺に館し慎居す。四月十五日勅して謹慎を免し官位を復し京坂の邸を還賜せらる。

初め王師の高松に入るや藩議既に恭順に決す。執政間島沖來て公に謁し且曰く「區々の客兵末だ一劍を交へず、徒らに手を束ねて降る。其事已むを得ずと雖も、抑も亦武門の辱なり、遺憾孰れか之より甚しからん」と。公叱して曰く「何をが已むを得ずと謂ふや、假令此の擧や薩長土肥等の諸藩連盟し幕府に背き來り攻むるか吾藩微なりと雖も亦徳川氏の親なり、快然一戰萬一運窮り力盡きば斯の城を枕として祖宗に見えんのみ、今や然らず、不幸にして罪を天闕に獲て王師來り臨む。之に敵せば是れ國賊なり、汝輩君を佐け政を爲し忍びて之を國賊に陥る、輔弼の任果して安くにか在る、甲を投じ兵を束ね軍門に待つ、吾唯だ其遲きを恐るのみ」と冲慚謝して退く。是より先き日柳耕吉、美馬授造、小橋安藏、藤川求馬等皆國事を以て罪せられ獄に存り。而して伏見の敗報高松に達するや公急に侍臣長谷川誠一郎宗右衛門長男明治任山田香川郡長又三野野田郡長及同岩島米藏に命じ獄に就いて之を釋さしむ、時に公豫じめ一刀を誠一郎に授けて曰く「獄吏依違の事あらば汝速に之を決せよ」と。誠一郎等意氣淋漓馬に鞭ちて到る、町奉行朝比奈某之を聞き恐惶命を奉じ耕吉以下皆釋さる。公親ら之を邸に迎へ衣食を給し厚く之を禮し慰諭具さに至る、四人感激皆公の爲に死を以て報効を誓ふ、土佐の人長岡謙吉後元老慶應中事を以て高松に來り匿れ、公に倚り又四人と相知る。是に於て前記深尾丹波の軍に従ひ復高松に來る、公乃ち四人に旨を銜め藩主の爲に情を陳じ赦を請はしむ、藤川求馬其友古川齊に與ふる。書に曰く

略上 小生も幽囚の所此度脱獄直様宮脇公左内命にて土藩應接右につき甚だ多忙今日燕石耕同道にて丸龜土藩本陣へ罷出候
略下

時に藩議恭順の論未だ決せず、謙吉密に書き公に寄せ爲に内應を爲さんと請ふ。公辭して曰く「吾平日不肖を顧みず苟に心を王室に傾くる者は、固より臣子報國の萬一を竭さんと欲するに出づと雖も、亦聊か宗家今日の禍あるを慮るに因るものなしとせず、曩には吾寧ろ宗家に反くとも王事に死せんと爲へり。今や吾寧ろ罪を王室に獲とも宗家に忍ぶ能はず」と謙吉歎じて曰く「有道の君子なり」と。公又先帝恩賜の中啓を出だし之を正寝の案上に奉置し宗右衛門等に謂うて曰く「萬一王師にして我藩の不忠を誣ふる者あらば吾卿等と胥俱に奉じて陣頭に死し以て先帝に竭さんのみ」と。時に丸龜藩士土肥大作亦其藩兵を以て土佐の軍に従ひ來る。是に於て謙吉、大作の二人を別館に招き宗右衛門をして厚く之を待せしめ、具さに藩祖以來勤王の遺志を述べ、又藩主の謹慎毫も王師に敵するの意なきを陳じ其冤を雪がんことを請はしむ。二人素より公積年尊王の志業を知るもの亦爲に力を救援に盡せり。

是の時に方り、徳川氏既に敗ると雖も江戸城尙未だ下らず、奥羽諸藩の勢當に猖獗にして西南列藩亦依違觀望するもの頗る多し、高松藩は率先意を恭順に決して大義を誤らず、一方の民亦頼りて兵禍の慘を免るるを得たる者は公の挺身盡力に藉ること甚だ大なりと云ふ。

本文中長谷川宗右衛門の上書、朝敵の時首級添書、謝罪狀、歎願書左記の如し皆公の腹按に出るものなりと傳ふ。

(長谷川宗右衛門の上書)

謹奉歎願候主人頼聰先年上京仕候節、天朝厚き御待遇殊に重き御五品拜領仕同氏左近義は御中啓拜領仕海防談判にも關
章呈進政務

係仕從來 天朝御之厚恩深感佩混在候處頼聴此節頭瘋相煩居頭痛強上京延引仕少々も快御座候得者何卒上京仕御警衛を
も相願同氏左近義同様被仰附被下候得者素自本懐之至乍弊藩 天朝之御厚恩萬分一も奉報度微衷に御座候從來家來共不
行届大義不相辨世上流弊徳川家譜代諸臣の舊習に隨ひ同惡徒黨之論に落入候段病惱に被犯前後不相辨與者乍申家來共に
打任置候自大逆無道蒙 朝敵之名候恐惶慚懼之至重々恐入候依之改心更始右重罪之者伏罪申候付以是重々之御厚恩寬典
之御所置被 仰附被下候得者同罪之者共に至る迄 天朝の御厚恩深可奉感佩候猶此上戎狄之外寇等も難量御座候得者仁
如寛大之御所置庶幾海内一統 天統之御新政殊に難有可奉感戴候此段御取扱之程伏奉希上候恐惶慚首頓首多罪多罪
慶應四年二月八日(慶應四年は明治元年に改元せらる)

高松致仕臣

長谷川秀驥

(首級添書)

先般出起之人數總督トシテ家老小夫兵庫在京爲仕繼テ家老小河又右門在京並在坂爲仕御座候所關東方左袒仕終ニ於伏見
表混雜中過誤トハ乍申官軍エ及炮發私義不臣之罪ニ陥リ候様成行重々奉恐候私義素ヨリ愚暗ニ混在不辨名分順逆家來共
エ教諭方不行届故之事ニハ御座候得共右兩人之者心得不宜奉對 天朝大不敬之罪難逃依之右兩人共誅戮ヲ加エ首級奉獻
上候全私義向後改心 天朝之御爲奉盡忠節候驗迄ニ御座候此上ハ 天覆之御仁恩被爲垂私義從前之罪過御赦免被成下度
伏テ奉懇願候以上

正月

頼

聴

(謝罪狀)

臣

頼

聴

今般 朝敵ニ付御追討被 仰出候段重々奉恐入候右者慶喜上京ニ付食料警衛被申付從來之形行不得已在坂之人數出張候
由之所去ル三日於伏見表混亂中 官軍共相辨不申誤テ炮發仕候趣ニ付右様 被仰出候義ト奉恐察候全頼聴所存ニ毛頭無
御座候偏ニ平日家來共教諭不行届故之義ト後悔至極奉恐入候素ヨリ先非開悟仕候間何卒既往之義御宥免被成下候者向後
奉對 天朝訖度抽忠節奉報御厚恩度方今更始御一新之折柄頼聴微衷御諒察之上從前之罪過御寬容之程伏テ奉懇願候誠恐
誠惶頓首謹言

正月

頼

聴(花挿)

歎願書

讀岐守義依 召乍不快中押テ上京可仕筈ニテ不取敢先立人數登坂仕セ御座候所京地不穩様子ニ付 禁裏爲御守衛右人數
不取敢上京仕セ候積ニ御座候所去ル朝日内府近々上洛ニ付食料警衛被申付候ニ付右人數之内差出同三日伏見エ混越同夕
七ツ時頃役人ニ食料俵數相改相渡掛ケ居申候所ニテ何レノ藩中共不相知右人數之内エ及炮發候ニ付一向趣意ハ相分り不
申候得共不得止少々炮發防方仕其夜ハ同所下宿エ引取止宿致居申候所翌四日朝下宿近邊ニテ又々及炮發下宿二階等エ大

砲打掛候間前段同様相防候義ニ有之其後右食料渡濟相成候ニ付淀表迄人數引揚候所猶又山崎路應授之義被申付候得共趣意不相分義ニ付直ニ人數引揚下坂致不殘在所表エ引拂候義ニ御座候所同日大阪藏屋敷エ松平修理太夫様御人數之由ニテ罷越被申聞ハ 朝命ニ付屋敷差上候様被申聞候ニ付暫時御猶豫被下候様在坂之家來共ヨリ相願候所於伏見表及炮發候義モ在之 朝敵ニ付早々差上候様被申候得共前顯之通之次第ニテ 朝敵ト申義ニハ更ニ無御座候得共 朝命ト御座候義ニ付奉 命直ニ御引渡申候事之由在所表エ申參讚岐守者素ヨリ奉崇敬 天朝家來末々ニ至ル迄其趣旨相守罷在候義ニ付官軍ト存候ハバ御敵對仕候義ハ毛頭無御座候得共前顯之通混雜中無據炮發仕候義ニ御座候所終ニ 朝敵ト成行候テハ誠ニ奉恐入候次第ニテ悲痛之至ニ御座候前條之趣篤ト御賢察之上何分ニモ御宥免被成下候様宜御執成破下度旨讚岐守被申付候以上

正月

松平讚岐守家老

- 大 久 保 主 計
- 大 久 保 只 平
- 白 井 石 見
- 江 川 惣 司
- 肥 田 忠 藏
- 間 島 沖
- 矢 野 織 部

金岳公の終焉

公は極めて壯健質にもあらず、又蒲柳質にもあらず、攝養上注意を拂はれた爲無事に六十の齡を迎へられたが、此年即ち明治元年は高松藩の朝敵問題起り、關藩に恐慌を興へ公は其處分に苦心を重ね、遂に小夫小河兩家老の引責を執行せしめ、又小橋安藏、日柳耕吉などの志士を獄中より救出し特に征討軍の方面へ交渉を遂げしめ高松藩をして焦土たらしめ藩主の官爵を復し城池邑封舊の如く還附せらるるに到る等、尊皇報國並高松藩善後の爲心身の疲勞一方ならず、爲に壽命を早められたるやに傳へらる。此年五月關らず微恙少しく心臟病の兆候あり、家士等大に憂懣種々療養手當を勧め、又藩士、藩醫等の候問あり、龜阜莊は暗雲の裏に鎖さる。然れども公曰く「生者必滅今回は到底回春覺束なしとして死期を豫感されしもの如く、更に服藥を爲さず、泰然自若朝夕讀經を勤めありしが、八月四日頃に至り愈々死期の近きを自覺されしか、尊皇志士其他往復の文書を悉く燒棄せしめた。畢竟家士其他へ及ぼすを遠慮せられたものであらう。亦死後の醜態を慮り入浴身體を清潔になし同月五日頃用役林本藏を病床に召し急に白麻の幔幕を調製せしめ、終焉の前日之を大廣間に張り廻さしめ、又家臣並商人に至る迄一切の出入者を呼寄せ、公は羽織袴を着用悠々として着座曼茶羅を唱題の後曰く「我はこれが汝等へ此世の見納めである、最早命旦夕に逼れり、就ては一言汝等に申遣す、第一に皇室を尊び國體を重んじ御法を大切に守り臣たる者は君に忠を、子たる者は父母に孝養を、婦は夫に貞を盡し夫婦仲よく安穩に暮せよ、又今迄我が御法上に就て彼是と忠言を試みしも腹に落ちざりし者もあらんが、若し亡き後にて余が言を是なりと感ぜし者は御法に歸するが善い」と、諄々と訣別の辭あり。列座の面々今更ながら公が衆生を顧念するの厚き心情に感涙を催ふさ

ざる者なく、一同退出直に栗林の莊に假居さる。弟頼胤第十代元藩主を招き曰く「永々世話になり種々の厄介を掛けしが最早是れが此世の見納めである。長命で暮されたい。此際別に遺囑すべきことは唯余の下世後これ迄召使ひ居りし家臣の者共は必ず一人も祿を放さず、相當の役柄に召使ひ呉れたし」と、懇頼せられた。又同時に同莊に居られた國姫衛姫二方とも頼胤息女をも招き曰く「厄介を掛けしが此度は永の訣である。第一父君へ孝養を盡し身の行を正しくせよ」と説き聞かされ兩姫も感賦流涕して退出、既に斯の如く態度が沈着なれば未だ三四日の餘命あるべしと侍者油斷の體なりしも、明る八月六日夜の四つ時今の龜阜莊扇の間にて用役林本藏に對しモーゾモーゾと二三度注意され、眠るが如く大往生を遂げられた。時に享年六十歳。惟ふに公の臨終は寔に明期であつた。大智識と稱せらるる者と雖も及ばざる處である。畢生間の行實は全く大偉人と言ふべきである。遺言により其十二日高松南去約三里の香川郡山崎村今の國座日蓮宗本覺寺内に埋葬され法號本行院殿慈門金岳源該日教大居士と奉稱し尊牌は高松古馬場町同宗本覺寺に奉安。孝明天皇御下賜中啓は本覺寺に納め遺愛數千卷の佛書及著書諸器什は本覺寺に納めらる。

御廟は本覺寺内東北隅、本堂の裏側の高燥の地、松平家にて明治元年營造奥殿方一間半拜殿は東西二間奥行一間奥殿の中央に墓碑あり、又公の墓側西に接し右方に令息延之助、其左に盛之助、其左方に巖の方々の墓あり、本覺寺々主は毎時讀經公の冥福を祈り、又常に公を景仰する遠人近客は廟前に拜跪する尠少にあらず、香華今に絶へざる處である。

大正四年十一月十日公の尊皇に盡くされた爲其功勞に對し、今上天皇御即位に際し正四位を贈られた。餘榮赫々後世公を欽仰す宜哉。終

附 錄

欽仰會趣意書

松平金岳公子ハ夙ニ文武ノ道ニ達シ其ノ行實ハ皆萬衆ノ軌範デアリマス殊ニ幕末尊王論ノ盛ナルニ方リマシテ公子ハ身ヲ挺シテ勤王志士ト來往シ其ノ志ヲ遂ケシメ明治維新ノ大業ニ貢獻セラレタ功績ハ實ニ萬世ニ傳フベキモノガアリマス先年御贈位ノアリマシタノハ蓋シ偶然デナイノデ近世稀ニ見ル偉人デアリマス

本市宮脇町龜阜小學校ノ地ハ元龜阜莊ノ遺址デ公子ガ天保十年カラ約三十年間起居シ専ラ王事ニ勤勞セラレ遂ニ明治元年八月七日逝去セラレタ舊蹟デアリマス因テ公子ニ因縁深甚ナル此處ヲ中心トシテ公子ノ鴻業ト其遺徳トヲ永遠ニ欽慕景仰スルハ即チ我建國ノ基礎デアル忠君愛國ノ大精神ニ副フ所以デアツテ世道人心ノ上ニ裨益スルモノ鮮少ニアラスト信スル所デアリマス由テ茲ニ欽仰會ヲ組織スルコトニ致シマシタ庶幾ハ大方ノ士君子吾等同人ノ微衷ノ存スル處ヲ察セラレ奮テ御贊助アラシコトヲ切望シテ止マサル次第デアリマス

大正十五年九月十五日

發 起 者

欽仰會規則

第一條 本會ハ金岳公欽仰會ト稱シ事務所ハ高松市宮脇町龜阜小學校内ニ置ク(昭和十二年五月十日改正)

第二條 本會ハ松平金岳公ヲ崇仰シ忠君愛國ノ精神ヲ充實スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

イ、金岳公祭祀

ロ、講座

ハ、金岳公子遺品蒐集或ハ展覽

ニ、其他第二條ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第四條 本會ハ品行方正ナル二十歳以上ノ者ヲ以テ組織ス

但委員會ノ決議ニ依リ入會ヲ謝絶シ又ハ除名スルコトアリ

第五條 本會員ヲ左ノ三種トス

一、名譽會員

二、特別會員

三、正會員

名譽會員ハ公衆ニ於テ常ニ優遇ヲ受クル者

特別會員ハ本會特殊ノ功勞アル者

右名譽會員、特別會員ハ委員會ニ於テ推薦ス

正會員ハ本會ノ趣旨ヲ賛同シ毎年會費金五拾錢ヲ提供スル者

第六條 本會ニ加入セントスルモノハ會員ノ紹介ヲ要ス

住所ヲ變更シ又ハ退會セントスル者ハ直ニ通知ヲ要ス

第七條 會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク(昭和四年四月十日改正
昭和七年四月二十日改正)

一、會長一名 二、副會長二名 三、委員十名 四、幹事若干名

會長ハ會務ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ委員ハ豫算及會務ヲ議決ス

會長及副會長ノ一名ハ委員中互選シ一名ハ龜阜小學校長ヲ推薦ス

委員ハ總會ニ於テ選任シ任期五年トス但シ再選ヲ妨ケス

會長ハ幹事ノ員數及職務ヲ定メ之ヲ選任ス

委員會ハ名譽會長、名譽副會長若干名ヲ推舉シ其意見ヲ聽クコトヲ得

會長ハ相談役及顧問若干名ヲ囑託スルコトヲ得

第九條 總會ハ會長ニ於テ必要ト認メタルトキ若クハ委員五名以上會員二十名以上ノ請求ニ由リ開キ其事項ヲ議決ス

會長ハ隨時ニ決算及其他ヲ報告ス(本條ハ昭和十二年五月十日改正)

第十條 委員會ハ會長ニ於テ必要ト認メタルトキ若クハ委員二名以上ノ請求ニ由リ開キ豫算並會務ヲ議決ス

會長ハ其開會中速ニ決算ヲ報告ス

第十一條 總會並ニ委員會ノ議長ハ會長トス

前項開議ハ出席者ノ員數ニ拘ハラズ出席者ノ多數意見ニ依リ會長開否ヲ決ス

第十二條 本會則ハ總會ノ議決ニ依リ改廢ス

附 則

第十三條 本會經費ハ當分ノ間可成寄附行爲ニ因ルモノヲ以テ所辨ス但特ニ指定ニ係ルモノハ其指定ニ從フ

會員氏名錄

(敬稱省略ニ從フ)

(昭和十二年九月三十日現在)

名譽會員

宮脇町 小橋靜子 内町 松平顯寬

特別會員

中野町 眞部朋一 宮脇町 潮詰忠次郎 同 久本六太郎

正會員

(イロハ順)

宮脇町	井上廣太郎	西濱新町	磯井雪枝	龜阜校	石田英一
天神前	入谷牧太	九番丁	入江榮吉	宮脇町	石原眞事
宮脇町	池田正善	同	伊藤正良	中野町	稻毛岩太郎

宮脇町	池田輝夫	同	池田仲次郎	西通町	林隆介
中野町	萩谷消平	宮脇町	橋岡榮藏	鹽上町	林平七
八番丁	長谷川雅三	片原町	萩本隆治	宮脇町	丹羽數太郎
宮脇町	堀川忠文	同	堀八郎	同	本多鶴藏
同	富家良廣	同	東條喜雄	同	利根川彌吾一
天神前	竹馬誠	龜阜校	奴賀千三郎	内町	大須賀壽
田町	大野悦三	宮脇町	大川伊三郎	龜阜校	太田秀子
宮脇町	大島芳太郎	七番丁	岡内清太	内町	小田徳三
龜阜校	大森須磨子	香川郡圓座村	岡村日晴	本町	大崎繁次郎
桶屋町	大西愛三郎	宮脇町	大須賀平三郎	龜阜校	大西勇
七番丁	小野久米次郎	宮脇町	和波徳造	同	葛西小四郎
神戸市葦合町	河合要造	四番丁	鎌田連	天神前	片山高治
栗林町	龜井露太郎	二番丁	神崎稼一	中野町	加島次太郎
鹽上町	片山伊勢吉	宮脇町	川口丙三郎	同	片桐政貞
鹽上町	吉田益榮	龜阜校	吉本政市	宮脇町	吉田正次郎
南新町	横井平吉	龜阜校	吉田正幸	同	吉田喜又

附 録

四五

四四

宮協町	田村登代吉	中野町	田村傳	宮協町	玉木恒
御坊町	田中清	神戸市中山手	玉井寛太郎	神奈川縣鶴沼	玉井義助
旅籠町	王木庄平	宮協町	田村龜四郎	龜阜校	多田素行
田町	田岡辰次郎	丸龜町	田村正一	昭和田町	多田義三郎
龜阜校	竹内安江	龜阜幼稚園	大黒キヨ子	同	辻政太郎
龜阜校	柘植春江	宮協町	永田嘉一	龜阜校	南里久次
宮協町	中井熙	通町	中村新太郎	同	南里久雄
龜阜校	中村好春	東濱町	中村又吉	宮協町	向井芳太郎
中野町	村上光壽	内町	六車平五郎	古新町	村上直次
七番丁	村上ミノ	宮協町	上春二郎	同	上野鑑二
宮協町	野島忠次	同	乃村久綱	同	野村九平
同	久保覺太郎	同	久保繁次	同	久保榮次
岡山縣庭瀬町	黒澤玄善	宮協町	國宗作次郎	中新町	日下平太郎
宮協町	山崎徳平	同	山地正安	同	山内勝造
天神前	柳原義員	廣島市國泰寺町	山下寅次	天神前	山本廣定
宮協町	山下岩吉	天神前	山澤庄太郎	龜阜校	山下儀平

三豊郡觀音寺町	安永邦弘	宮協町	山下一二	四番丁	山下又次郎
龜阜校	山田アキエ	同	山口悠雄	田町	山田勉爾
大阪市田邊町	松浦正雄	内町	間島永藏	宮協町	松尾寛
同	前田忠親	同	松内虎吉	五番丁	眞鍋庄吉
古新町	松本貫一	旅籠町	松本彌一	天神前	古川清六郎
香川郡太田村	藤澤サイ	鹽上町	藤本吉應	宮協町	富家政市
宮協町	藤本延次	同	小橋平七	同	小橋健太郎
五番丁	近藤末義	龜阜校	小島義照	宮協町	寺田貞次
魚屋町	秋山清次郎	宮協町	荒木喬	中新町	赤木鹿太
龜阜校	阿部潔子	宮協町	安藝莊太	同	朝田正次郎
宮協町	綾川眞勝	龜阜幼稚園	赤澤君江	木田郡屋島町	安藤豊太郎
中野町	佐川長平	龜阜校	眞田忠孝	宮協町	齋藤吉朗
綾歌郡坂出町	西條欣吉	宮協町	喜多村善太	四番丁	北村苟吉
宮協町	北岡權二郎	天神前	絹渡清	内町	北原久榮
八番丁	湯淺羽太郎	天神前	三好眞長	宮協町	三好卓二
宮協町	三好菊次	龜阜校	溝川藤子	宮協町	宮本幾次

宮脇町	宮内忠人	築地町	湊力藏	北古馬場町	三好日杲
龜阜校	三野秀市	綾歌郡宇多津町	三木幾太郎	同坂出町	清水與市
宮脇町	篠田清吉	外磨屋町	平尾安民	天神前	東原米次郎
幸町	平山英太郎	香川郡鷺田村	廣瀬昇三郎	鹽上町	平田三郎
中新町	平井文次郎	木田郡屋島町	森田惣吉	二番丁	森久太郎
龜阜校	關和氣子	宮脇町	須藤市	古馬場町	鈴木幾次郎
龜阜校	久保茂				

本會役員

會長	永田嘉一	副會長	古川清六郎	同	向井芳太郎
委員	喜多村善太	同	田村登代吉	同	吉田正次郎
同	平井文次郎	同	玉木庄平	同	野島忠次
同	平尾安民	幹事	林隆介	同	萩谷清平
幹事	久保繁次	同	間島永藏	同	松平顯寛
同	小橋平七	相談役	山内勝造		

欽仰會に就て告白

我欽仰會は大正十四年十一月十日をトし龜阜小學校講堂に於て清酌時着を供え、金岳公子第一次御祭祀を奉行せられたり。於是熟々往事を聯想し感懐の禁せざるものあり、茲に多年閱歴したる公子欽仰に關する梗概を述べ以て之を寄書するの機會を得たるは最も欣幸とする。

不肖幼時明治八年の交香川郡高松宮脇村龜阜小學に入校するや、城内廣瀬鱗次する幾多の棟宇輪奐の美あらざるも結構宏壯を極め、高檐軒窗自ら雅趣を放ち、庭苑之に適ひ、風致清淑參差たる奇木怪石其影を映する碧水は魚龍を養ひ、宛然別資の如く偏に塵外の異境を喜ぶと同時に、金岳公子龜阜莊の遺趾なることを聞き、後壯年に及び香川縣史を読み公子は幕末の勤王家たるを知り畏敬の念物々顧みれば毅魂鎮在の靈地なるも、明治維新に際し公子長逝の後其邸宅を擧げて文學に供し、明治五年學制頒布以來今に至る啞暗の聲を絶たず、其間自ら公子の冥助を享けたる學生幾萬なるを知らずと云ふべく、斯る因縁を有する地なるが故に、此を中心として萬衆の典型たる公子の事績を萬世不朽に傳へ建國の精神を涵養し以て世道人心を善導せん爲公子の忠誠を宣傳し盛徳を顯彰するは最も事宜なるべく痛感し、適當の企劃を爲さんとする熱望は滿腔に迸り、考慮を重ね二三の服案を抱くの折柄第一大正三年五月一日宮脇村を高松市に合併せらるるに方り、其年三月之に關する諸案件議定の爲村長藤本氏村會を招集す。不肖其職を汚せるを以て議場に建議を提出し同學校域内金岳館の畔に公子記念碑建設の必要を縷説するや滿場賛成、之が議決に由り篤學植田竹次郎氏に題字を依頼し同年五月下旬建碑の壯舉を見永遠に此遺蹟を表彰するを得たり。

第二、公子の御贈位を企圖せんとし、大正三年六月廿九日篤學川口萬之助氏に諮る。氏曰く「公子の資性上他の方法による顯彰が寧ろ可なるべし」との意見あり。不肖は同年七月十五日香川縣教育會副會長岡内清太氏に請ひ同會に於て顯彰せられんことを以てし、翌大正四年二月十一日紀元節をトシ遺學展覽會を開かれ頗る盛況を呈す、

第三、既に公子の遺著を刊行せんことを希ひ香川新報社梶原猪之松氏に之を諮る。而して之に要する傳記の編纂を篤學牧野謙次郎氏に依頼、大正三年七月十八日快諾せられしも一朝夕の事業にあらざるの内意あり、惟ふに時日の寛假は勢の許さざるあり、遺憾ながら之を止め梶原氏を煩すこととなり終に大正四年九月五日 金岳公子小傳及著書集と題し發刊せらる。公子の品質行實躍然として卷表に溢るを見る。

第四、大正四年十一月十日 今上天皇御登極大式典の當日を以て公子は正四位に追贈せらる。蓋し忠君愛國の至誠天聽に達し億兆奉祝裡の吉辰に際し之の恩典に浴せらる。不肖曩に之を服案せし處なるが故に衷心の喜悅禁する能はざるあり。

第五、公子が鴻業を悠久に景仰すべき事業の備はらざるを恨事とし宜機の到らんことを窺ひ期待し、焦心苦慮、今茲大正十四年七月廿二日龜阜小學校長眞部朋一氏の意見を叩き先覺者牛窪求馬氏に諮り、會員組織に依り崇敬の會を創立することとし亞て篤志者池田彌太郎、田村登代吉、野溝嗣興、久保臺三郎、松浦正雄、久本六太郎、瀬詰忠次郎の諸氏をも併せ發起人たるの快諾を求め、而して伯壽松平頼壽閣下の命名に由り欽仰會と稱し、其九月十五日創立趣意書及會則を定め世間に宣布し以て若干の會員を有し第一次の御祭祀を奉行したり。自今内容の充實を計り確固不動ならしむるにあるのみ。

以上列叙するが如く大正三年初めて企劃せし處の第一乃至第五の成就を告げ、滿悅當ならざるも、未だ第六の案を有せり。其成果如何は唯時機を窺ふのみ、更に惟ふに公子は天資英明氣節凜然、當時徳川幕府の親藩に屬する侯家の列にある

も之を顧みず、大義明分を明かにし敢て王事に勤勞せられたるは所謂刀鋸を辭せず鼎鑊を避けざるの概あり。實に其鍊石の如き純忠は鬼神を泣かしめ、其嚴霜烈日の如き精義は赫々として千古に輝き天壤無窮に傳はり、其赤心は天下の志氣を振作するに足るものあるが故に、欽仰會の創立は公子の遺徳の然らしむる處なりと雖も、又以て至誠に富める諸氏の諒解に因るもの甚大なることを辨知せざるべからずと信す。云々。

大正十四年十一月廿六日

永 田 嘉 謹 述

表 誤 正

一〇	同	同	同	八	同	七	六	五	四	三	二	裏 面	頁
一三	一〇	七	五	一	一〇	三	二	三	二	二〇	三	三	行
感	水	は ヲ 脱ス	外	岳	元 ヲ 脱ス	助	幽	太	本	閉	齊 ヲ 脱ス	鈞	正
惑	永	道 ノ 下	外	丘	師 ノ 下	肋	幾	大	奉	閑	家 ノ 下	鈞	誤
同	三 六	三 五	同	三 四	三 二	三 一	同	三 〇	二 九	二 八	二 三	一 八	頁
六	一	三	七	二	五	一〇	一三	一七	一七	九	六	一〇	行
恕	朝 之 御	書 を	藩 ヲ 脱ス	處 し	不 要	坂	な り	臣	同	坂	部	連	正
如	朝 御 之	書 き	親 ノ 下	處 に	朝 ノ 字	阪	な し	徒	同	阪	郎	連	誤
								同	四 七	四 五	四 四	四 四	頁
									九	六	二	一〇	行
									野	木	清	瀬	正
									新	本	清	潮	誤

終

